

やまなし子供・若者 育成指針（仮称）（素案）

～夢と志を持ち、健やかに成長し、他者と協働しながら、
やまなしの未来を切り拓く「子供・若者」を育むために～

令和 2 年 月
山 梨 県

目次

第1章 指針の策定にあたって	1
1. 指針策定の趣旨	1
2. 指針の位置づけ	1
3. 指針の性格	1
4. 指針の期間	2
5. 指針の対象	2
第2章 子供・若者をめぐる現状と課題	3
1. 社会環境と子供・若者	3
(1) 子供・若者人口の減少	3
(2) 少子化・核家族化の進行	4
(3) 情報化社会の進展	6
(4) グローバル化の進展	8
(5) 持続可能な社会の実現	9
(6) 学校と子供・若者	11
① 学校と学習	11
② 体力・運動能力及び運動習慣の状況	13
③ 学校教育に対する意識	14
(7) 子供・若者の社会参加活動	15
(8) 若者の就労状況と意識	16
2. 困難を有する子供・若者	18
(1) ニート(若年無業者)	18
(2) ひきこもりの子供・若者	20
(3) いじめ、不登校、高校中途退学、暴力行為の状況	22
(4) 障害のある子供・若者	26
(5) 少年非行の現状	27
(6) 子供の貧困の状況	30
(7) 外国人児童生徒	32
(8) 子供・若者の自殺の状況	34
(9) 児童虐待の状況	35

基本目標Ⅴ やまなしの未来を切り拓く子供・若者への応援

◎取組の柱12 ふるさと山梨のよさを理解し、愛着と誇りを持ち、

未来を切り拓く子供・若者育成の推進... 71

第5章 県民のみなさんへのメッセージ..... 74

1. 子供・若者（学齢期・思春期・青年期）のみなさんへ..... 74
2. 保護者のみなさんへ..... 75
3. 学校（教職員）のみなさんへ..... 76
4. 地域のみなさんへ..... 76
5. 企業のみなさんへ..... 77

第6章 指針の推進に向けて..... 78

1. 県の推進体制..... 78
2. 関係機関等との連携・協働..... 78
3. 指針の進行管理..... 79

※ ◎は、今回の指針で重点的に取り組む柱

第1章 指針の策定にあたって

1. 指針策定の趣旨

未来の山梨県を担う子供・若者が、心身ともに健やかに成長することは、県民全ての願いであり、また、そのための環境を整えることは、私たち大人、一人ひとりの責務です。

しかしながら、近年、子供・若者を取り巻く環境は、少子高齢化の進行、家族形態の多様化、情報化の進展等により、大きく変化しています。また、一人ひとりの子供・若者が抱えている困難な状況も多様であり、いじめ、不登校、ひきこもり、障害、児童虐待、子供の貧困等の様々な問題が相互に影響し合い、その困難をさらに複雑なものとしているケースもみられます。

さらに、子供・若者の人間形成を日常生活の中で支えてきた家庭や地域社会における教育力の低下、インターネット等による有害情報の氾濫、ネットいじめ、SNSの利用に起因する犯罪被害の増加など、きわめて憂慮すべき状況になっています。

こうした中、平成22年4月、総合的な子供・若者育成支援のための施策を推進することを目的とした「子ども・若者育成支援推進法」が施行され、また、平成28年2月には、同法に基づく新たな「子供・若者育成支援推進大綱」が策定されました。

これらの状況を踏まえ、やまなしの未来を担う人材である子供・若者の成長と自立を支援していく社会づくりを目指すためには、行政、家庭、学校、地域、企業や関係機関がその重要な責務を自覚し、新たな決意を持って、それぞれが協働し取り組む必要があります。

子供・若者を巡る様々な今日的な課題に適切に対応し、子供・若者が誕生から社会的に自立するまでの支援策を総合的かつ体系的に構築し、効果的に推進していくため新たな「やまなし子供・若者育成指針」を策定しました。

2. 指針の位置づけ

この指針は、「子ども・若者育成支援推進法」第9条第1項に規定する「都道府県子ども・若者計画」として、子供・若者の育成支援に関する本県の施策を総合的かつ計画的に推進するための基本指針です。

3. 指針の性格

- (1) この指針は、今後の本県青少年行政の基本となる指針であり、本県の青少年育成の基本理念等を示すとともに、今後取り組むべき施策の方向性を明らかにするものです。
- (2) この指針は、家庭、学校、地域、企業、各関係団体など、すべての県民が積

極的に青少年の健全育成に取り組むための指針となります。

- (3) 子育てに関する環境づくりや障害者福祉、学校教育に関することについては、それぞれ「やまなし子ども・子育て支援プラン」「やまなし障害児・障害者プラン2018」「山梨県教育振興基本計画」で具体的に示しています。
- (4) 子ども・若者育成支援推進法第8条第1項に基づく大綱である「子供・若者育成支援大綱」の趣旨を勘案しています。

4. 指針の期間

この指針の期間は、令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの5年間とします。

なお、子供・若者を取り巻く社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととします。

5. 指針の対象

この指針の対象となる「子供・若者」の範囲は、基本的には0歳から30歳未満の者としませんが、施策によっては40歳未満の者も対象とします。

なお、「子供・若者」に係る呼称・年齢区分は、法令等により様々であることから、施策によっては、「青少年」、「少年」、「児童生徒」などの用語を使用しています。

◆この指針における「子供・若者」について（用語解説）

子供：乳幼児期、学童期及び思春期の者

若者：思春期、青年期の者。施策によっては、40歳未満までのポスト青年期の者も対象とします。

青少年：乳幼児期から青年期までの者。なお、乳幼児期からポスト青年期までを広く支援対象とするということを明確にするため「青少年」に代えて「子供・若者」という言葉を用いています。

※乳幼児期は、義務教育年齢に達するまでの期間

※学童期は、小学生の期間

※思春期は、中学生からおおむね18歳までの期間。思春期の者は、子供から若者への移行期として、施策により、子供・若者それぞれに該当する場合があります。

※青年期は、おおむね18歳からおおむね30歳未満までの期間

※ポスト青年期は、青年期を過ぎ、大学等において社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を養う努力を続けている者や円滑な社会生活を営む上で困難を有する、40歳未満の期間

※このほか、法令等により用語が定められており、それを使用することが適切な場合には、その用語を使用しています。

第2章 子供・若者をめぐる現状と課題

1. 社会環境と子供・若者

(1) 子供・若者人口の減少

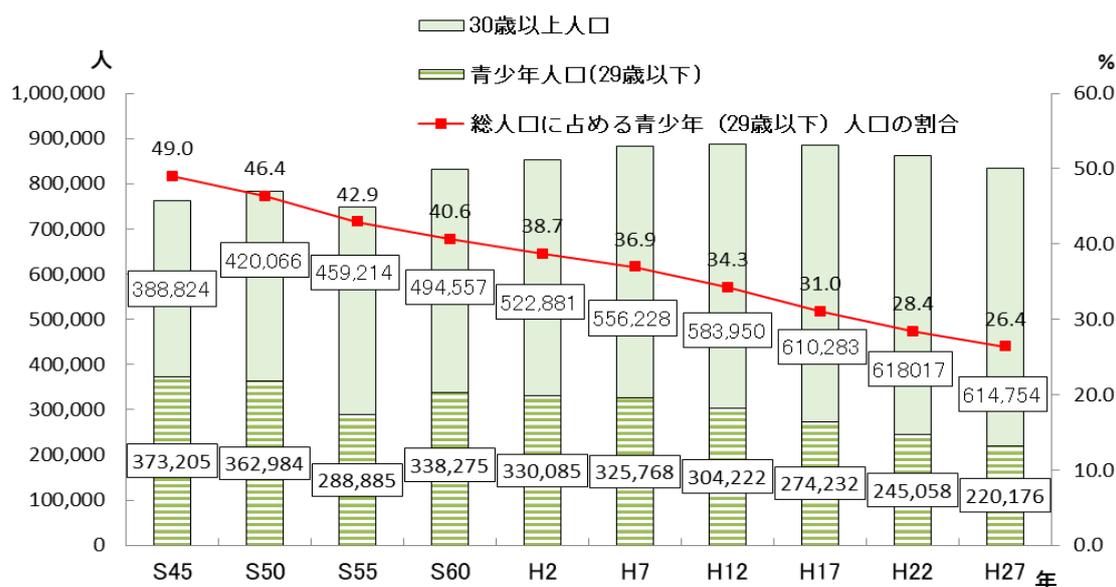
総務省の「国勢調査」によると、平成27年10月1日現在の山梨県の総人口は、83万人となっており、平成12年の88万人をピークに減少に転じています。このうち、子供・若者（0～29歳）の人口は、22万人で、総人口の26.4%を占めています。

子供・若者の人口は、ほぼ一貫して減少しており、総人口に占める子供・若者の割合は、昭和45年の調査で50%を下回り、その後も減少を続けています。【図表1】

この現象は、出生率の低下、平均寿命の伸長などに起因しますが、加えて大学等への進学や就職による子供・若者の県外流出も要因の一つになっています。

人口が減少する中で、持続可能な地域社会をつくるためには、高齢者や女性、障害者などを含む全員参加型の社会が求められます。そのために、生涯にわたって学び続け、一人ひとりの持てる力を生かすことが可能な社会づくり、安心して子供を産み、仕事を続けながら、楽しくやりがいをもって子育てすることができる環境が整った社会づくり、年齢、性別、障害や疾病の有無、国籍、介護などの家族事情等に関わらず誰もが住みやすい社会づくりに向けた取組を推進する必要があります。

【図表1】 総人口に占める子供・若者人口の割合の推移（山梨県）



資料：総務省「国勢調査」（昭和45年～平成27年）

(2) 少子化・核家族化の進行

近年、全国的に出生数は減少の一途をたどり少子高齢化社会が到来しています。山梨県における平成30年の出生数は、5,556人、合計特殊出生率は1.53で平成17年の1.38より増加しているものの、出産世代の女性人口は年々減ってきており、今後も少子化が急速に進行すると考えられます。【図表2】

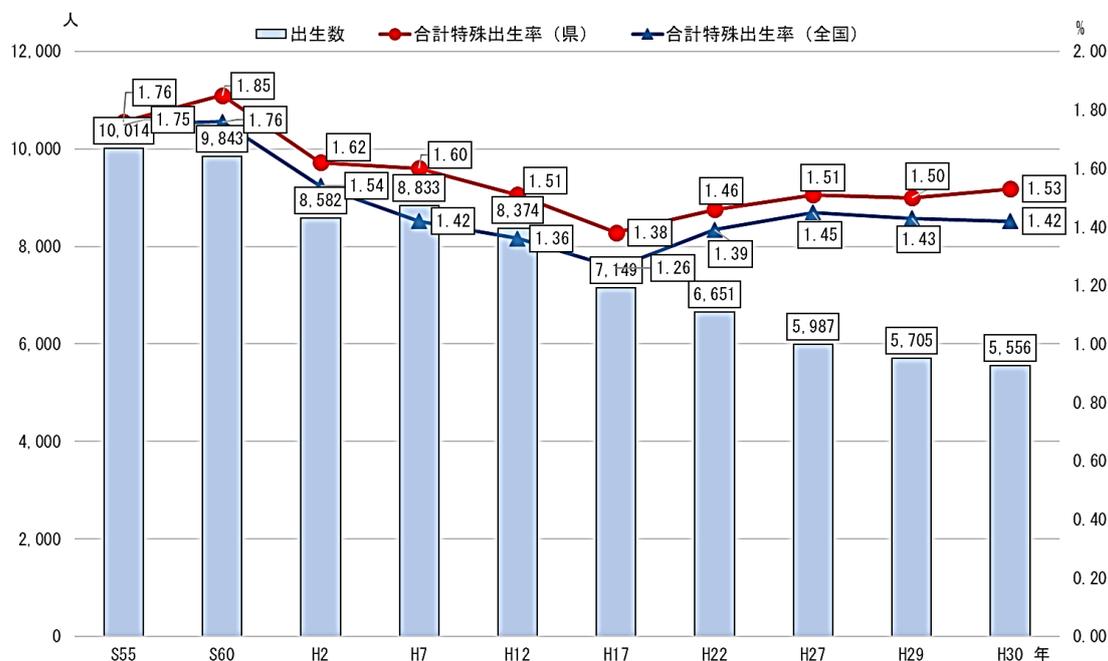
また、全国で18歳未満の子供がいる世帯の割合は、平成元年の41.7%から、平成29年には23.3%と大きく減少しています。【図表3】

さらに、親と子供だけの核家族は、平成元年の69.5%から平成29年には82.6%に増加している反面、親と子供、祖父母からなる三世帯世帯は26.9%から14.2%に減少しており核家族化も進行しています。【図表4】

少子化の進行は、学校や保育所等の小規模化や統廃合をもたらし、核家族化も加わって、子供の人間関係が固定的になり、同世代や異世代の人々との多様な人間関係の中で、子供の自主性や社会性が育まれる機会を少なくしていると考えられます。

次代を担う子供・若者が健やかに育成される環境の整備を進めるとともに、子育てを家庭、学校、地域社会、企業等が一体となって、社会全体で支援する取組をさらに進めていくことが必要になります。

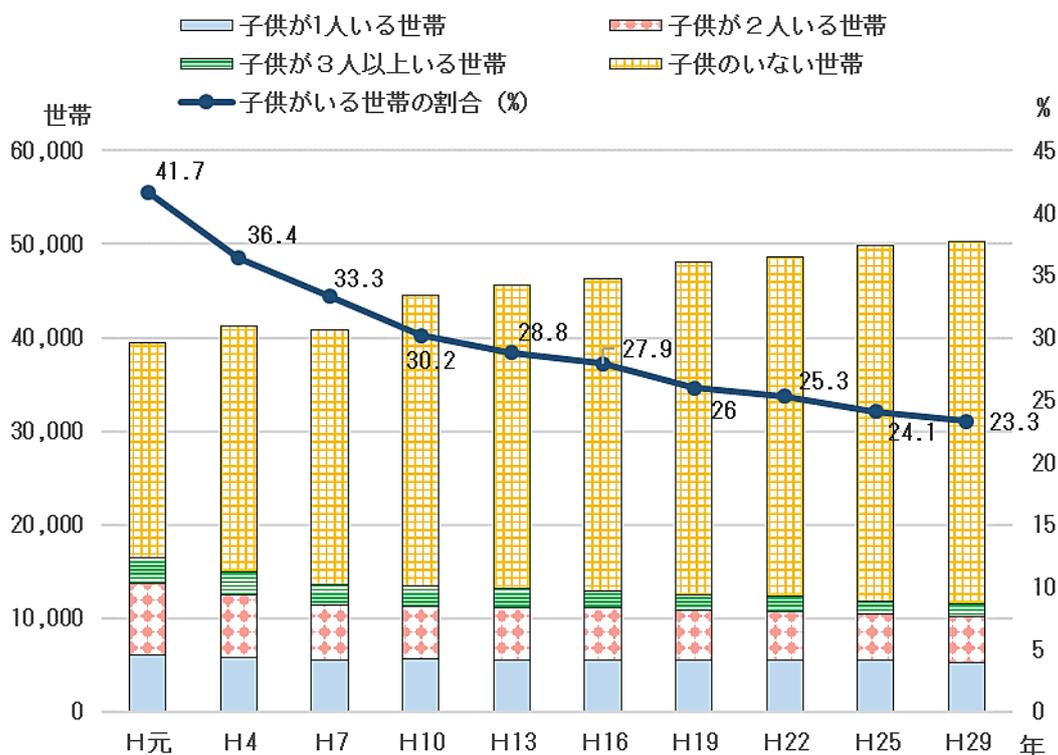
【図表2】 出生数・合計特殊出生率の推移（山梨県・全国）



* 合計特殊出生率 15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計した数値で、一人の女性が一生の間に産むと推定される子供の数の平均。

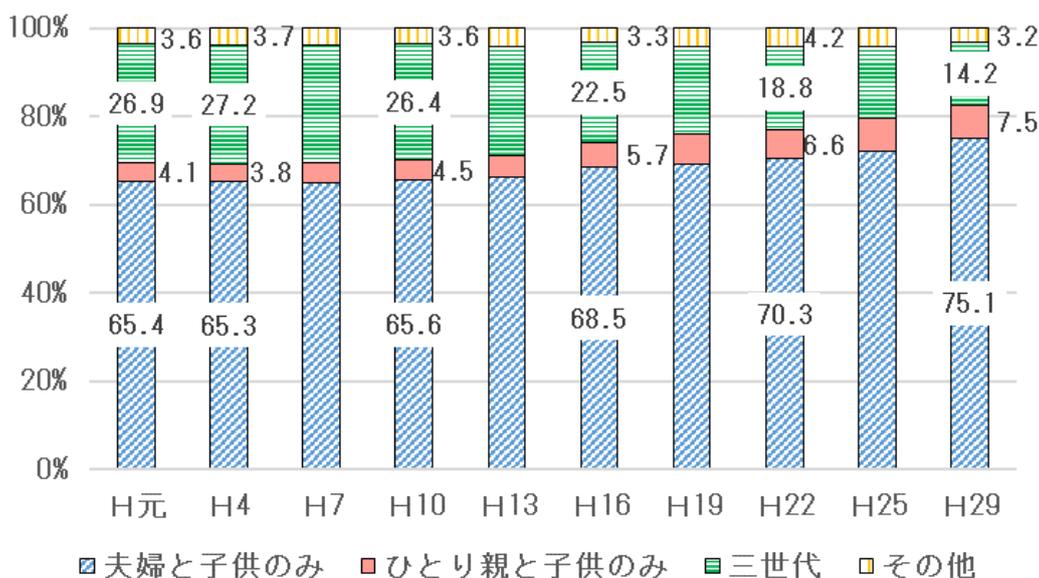
資料：厚生労働省「人口動態統計」（昭和55年～平成30年）

【図表3】世帯数と18歳未満の子供のいる世帯数割合（全国）



資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」（平成元年～平成29年）

【図表4】18歳未満の子供のいる世帯の内訳（世帯構造別）（全国）



* 平成7年の数値は兵庫県を、平成23年の数値は岩手県、宮城県及び福島県を、それぞれ除いたものである。

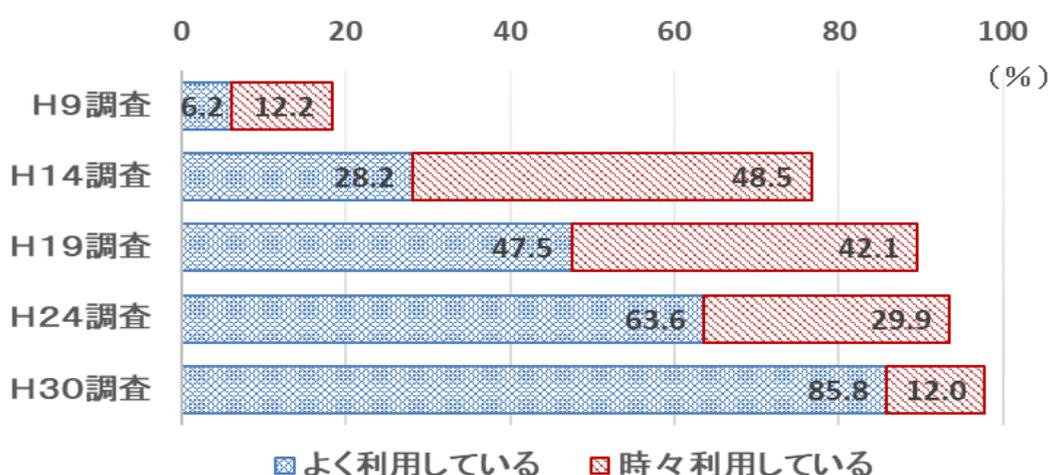
資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」（平成元年～平成29年）

(3) 情報化社会の進展

情報通信技術（ICT）は、経済の成長や生活の利便性の向上に不可欠なツールとして目覚ましい発展を遂げてきました。ICTの進展とともに、パソコンやスマートフォン、タブレット端末などのデジタル機器が急速に普及し、インターネットを通じて様々な情報を簡単に取得することができるようになりました。

12歳から30歳までを対象とした本県の「子ども・若者の意識と行動に関する調査」では、インターネットの利用について「よく利用している」「時々利用している」を合わせた「利用意向」が、平成9年の18.4%に対し、平成30年は97.8%と、調査を重ねるごとに高まっています。【図表5】

【図表5】インターネットの利用意向（個人）（山梨県）



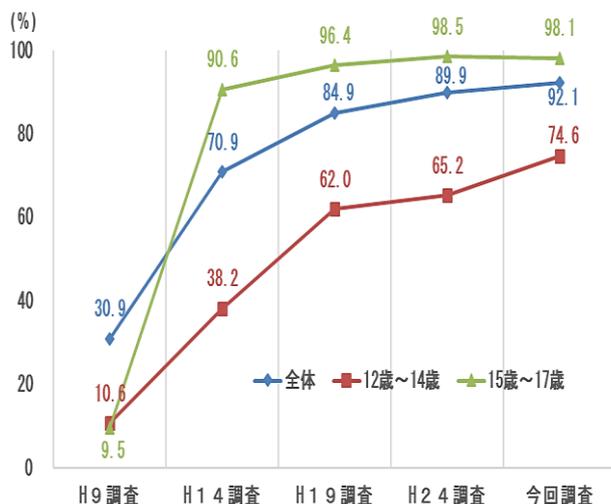
資料：県社会教育課「子ども・若者の意識と行動に関する調査」（平成30年）

また、同調査では、前回調査と比較すると、12歳～14歳（中学生層）の所持率が74.6%と大幅に増加し、およそ4人のうち3人が、スマートフォン・携帯電話を所持しているという結果がでました。【図表6】

さらに、同調査では、一日にインターネットにアクセスする時間が「2時間～3時間未満」が最も多く、33.9%となりました。前回調査と比較すると全体的にインターネットにアクセスする時間が増加しています。【図表7】

内閣府では、平成31年に小さな子供をもつ保護者に向けて「スマホ時代の子育て」のリーフレットを作成し、スマホ時代の保護者はどんなことに気をつけ、どんな準備をするべきなのかを啓発しています。このことは、子供が小さなうちからスマートフォンの使い方に関する取組をしていく必要があることを示しています。【図表8】

【図表6】スマートフォン・携帯電話の所持率
(山梨県)

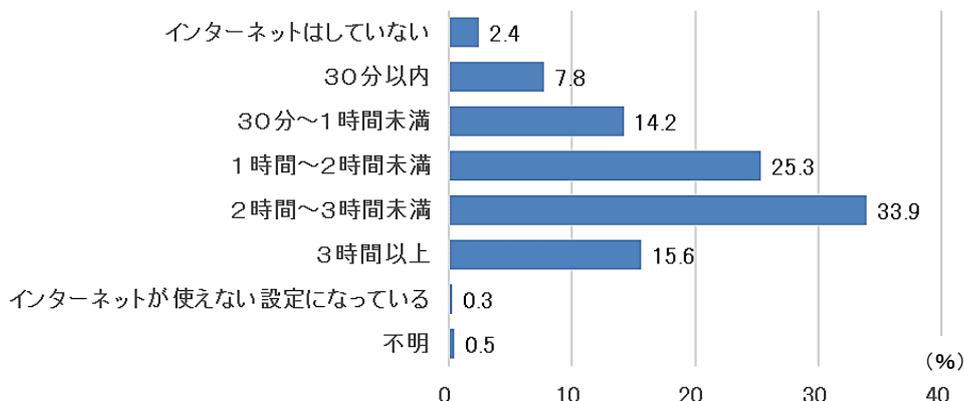


資料：県社会教育課「子ども・若者の意識と行動に関する調査」(平成30年)

【図表8】内閣府リーフレット
スマホ時代の子育て (平成31年)



【図表7】一日にインターネットにアクセスする時間 (学校や仕事のある日) (山梨県)



資料：県社会教育課「子ども・若者の意識と行動に関する調査」(平成30年)

インターネットは、瞬時の情報入手を可能とし、生活の利便性を向上させるとともに、新たな産業などを創造することが期待される反面、子供・若者の健全な育成にとって有害な情報があふれており、利用方法によっては、子供・若者が犯罪の被害者や加害者となるおそれがあります。

このことから、インターネットを適正に利活用する能力を育成するとともに、家庭・学校・地域・企業の連携により、社会全体で子供・若者を有害環境から守る取組を推進していく必要があります。

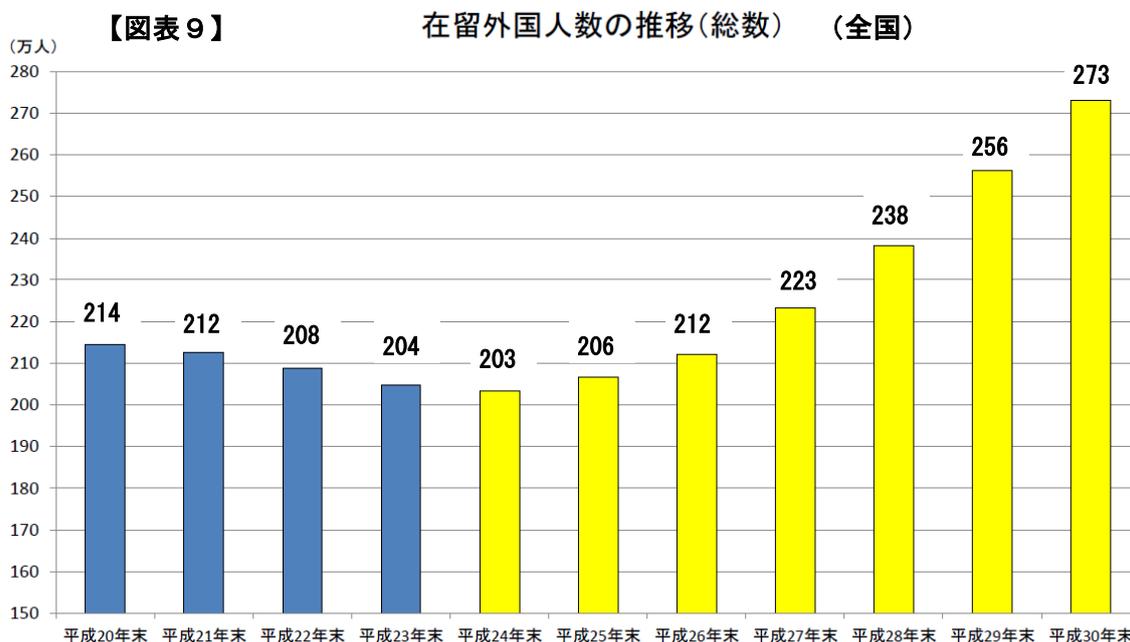
(4) グローバル化の進展

交通手段、ICTの進歩等による国境を越えた人、モノ、情報等の流れが加速し、経済、社会、文化など様々な分野において、グローバル化が進んでいます。

法務省の在留外国人統計によると、日本に在留資格を持って滞在している在留外国人数は、平成20年には214万人となっています。その後、若干減少したものの、平成25年より増加に転じ、平成30年度末には273万人に達し、過去最高となりました。【図表9】

政府は深刻化する働き手不足に対応するため、平成31年4月から新たな在留資格を創設し、外国人労働者の受け入れを拡大しており、在留外国人数は今後さらに増加が見込まれます。また、2020年東京オリンピック・パラリンピック開催に伴い多くの外国人観光客が訪れ、子供・若者が外国人と接する機会が増えることが予想されます。

このため、地域社会においては、様々な国際交流活動を推進し、多文化共生や異文化理解を深める取組とともに、自分の住む地域の自然や文化、伝統を知り、誇りと愛着を持ち、そして地域づくりに積極的に参画する人材育成も重要となります。



*平成23年末の統計までは、当時の外国人登録者数のうち、「中長期在留者」に該当し得る在留資格をもって在留する者及び「特別永住者」の数であり、平成24年末の統計からは、「中長期在留者」及び「特別永住者」の数。

資料：法務省「在留外国人統計」(平成30年)

(5) 持続可能な社会の実現

グローバル化の進展により、日本経済は世界規模の競争の激化、生産拠点の海外へのシフトや国内事業所の再編・統合といった様々な変化に直面しています。また、経済以外でも各国の相互依存関係が深まる中で、貧困や紛争、感染症や環境問題、エネルギー資源問題等、地球規模の人類共通の課題も増大しています。こうした中、日本には世界が共有する課題の解決に向けて、積極的に取り組むことが求められています。

2015（平成27）年に、国連総会において、持続可能な開発のための行動計画が採択されました。「誰一人取り残さない」という考えの下、環境、経済、社会だけでなく、平和やエネルギー等の課題に対して17の「持続可能な開発目標（SDGs）」が掲げられました。これらの目標を達成するためには、将来の世代によりよい地球を残そうとするあらゆる主体（国、地方公共団体、企業、市民等）によるパートナーシップが必要であるとともに、教育が最も有効かつ効果的な手段と期待されています。【図表10】

【図表10】世界を変えるための17の目標



資料：国際連合「持続可能な開発目標（SDGs）」（2015年）

本県においても、すでに複数の学校でSDGsに関連した授業や取組が行われており、総合的な学習の時間や各教科、道徳などの授業を通して、17の持続可能な開発目標に迫る取組が行われています。

北杜市の小学校では、6年生の総合的な学習の時間のテーマを「世界の子供た

ちの現状を知り、自分たちにできることを考えよう、伝えていこう」に設定し、5月から12月の長期にわたり取り組んだ学習が展開されました。子供たちの問題意識からテーマを設定し、調べ学習や体験活動（学校林の木材を使ったコースター作り、八ヶ岳カンティフェアでの販売や募金活動、保護者にも呼びかけた学用品等の収集、カンボジアの学校への寄付、地雷除去の重機を製造している会社の見学など）、外部講師を招いての学習会、学んだ内容を保護者や他学年に伝える学習発表会、カンボジアの児童との交流など様々な学習活動を通して、SDGsについての知識を深めるとともに、自分たちが持続可能な世界に向けてどのような活動ができるのかチャレンジした実践が行われました。【図表11】

この事例のように、本県においてもグローバルな視点を持ち、地域社会、さらには世界の持続可能な発展に向けて積極的に貢献しようとする志を持った人材の育成が求められ、意欲と能力のある子供・若者たちを育成していく必要があります。

【図表11】北杜市の小学校6年生によるSDGsの実践



外部講師によるカンボジアの学習



学校林の木でコースター作り



カンティフェアでの販売(コースター等)



売上金をカンボジアの学校へ寄付

資料：北杜市の小学校6年生によるSDGsの実践（平成30年）

(6) 学校と子供・若者

①学校と学習

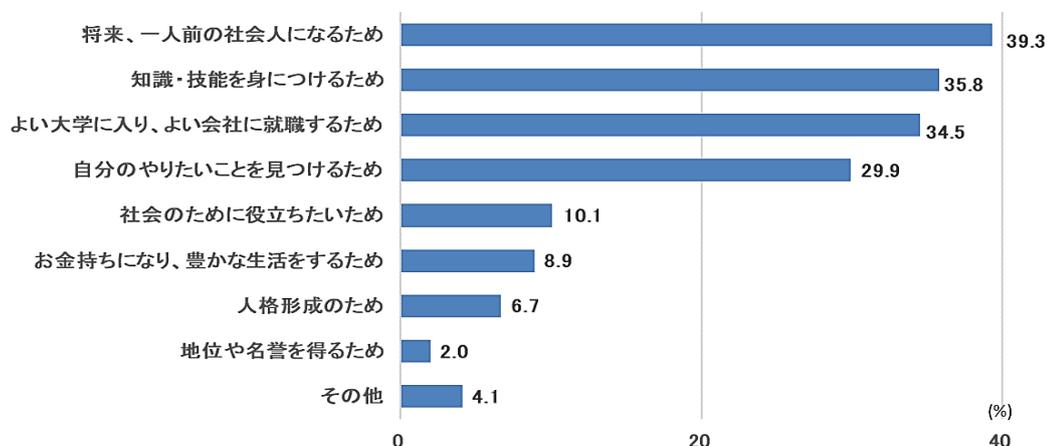
「子ども・若者の意識と行動に関する調査」では、「どうして勉強をしなければならないと思うか」という問いに対して、中学生・高校生は「将来、一人前の社会人になるため」(39.3%)が最も多く、続いて、「知識・技能を身につけるため」(35.8%)、「よい大学に入り、よい会社に就職するため」(34.5%)と回答しています。過去の調査と比較すると、「よい大学に入り、よい会社に就職するため」の割合が増え、予測の難しい将来を見据えながら、就職を意識して勉強している傾向が強くなっています。【図表12】

また、平成25年度～平成30年度実施の「全国学力・学習状況調査」の問題B「主に活用に関する問題」における、本県の児童生徒の学力の状況を見ると、各教科(国語・算数(数学))の平均正答率は、小学校において全国平均を下回る傾向にありますが、中学校においては近年、全国平均を上回る傾向にあります。【図表13】

これは、県全体で取組を進めている「やまなしスタンダード～授業づくりの7つの視点」による義務教育9年間を見通した授業づくりの取組や「学力向上対策事業」における授業改善、教員の資質向上、家庭・地域との連携等の成果が出てきていると考えられます。

変化の激しい時代だからこそ、AI(人工知能)とは異なる人間ならではの感性を働かせて、社会や人生をより豊かなものにしたり、現在では想像できない未来の姿を描き、実現したりすることができます。2020(令和2)年度より小学校から順次、新学習指導要領が全面実施となります。各学校は、社会と目標を共有し、主体的・対話的で深い学びにより未来の創り手として必要な資質・能力を育むことが求められています。

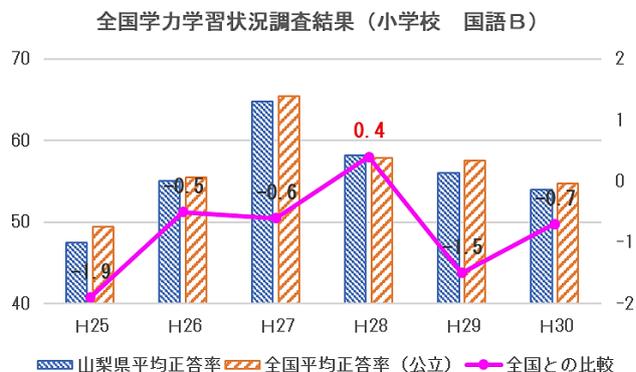
【図表12】 どうして勉強をしなければならないと思うか(山梨県)



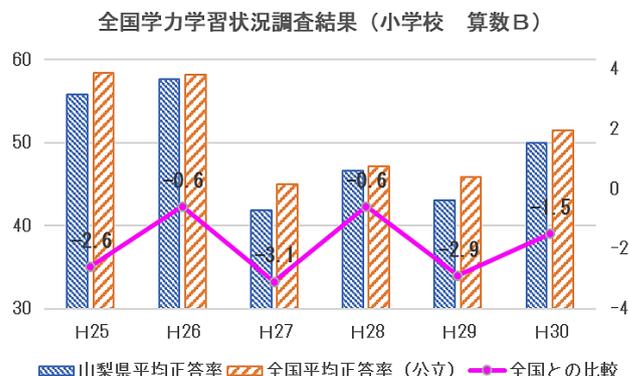
資料：県社会教育課「子ども・若者の意識と行動に関する調査」(平成30年)

【図表1-3】全国学力・学習状況調査の結果（全国・山梨県）（単位：点）

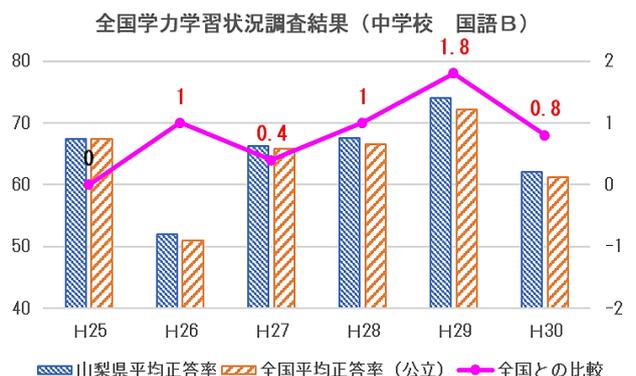
【図表1-3-1】



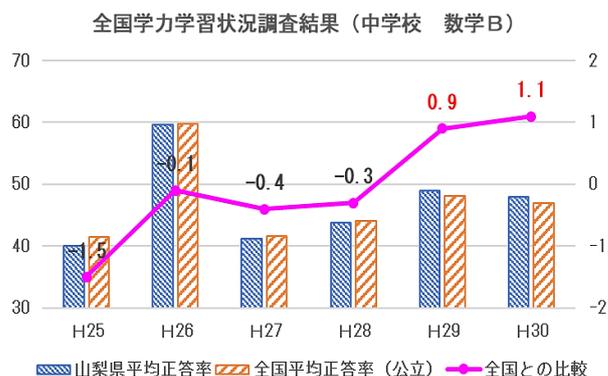
【図表1-3-2】



【図表1-3-3】



【図表1-3-4】



* 問題Bは、主に活用に関する問題。問題Bを取り上げた理由は、新学習指導要領の中でも重視されている未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力の育成」に関する指標となるものであるため。

資料：文部科学省「全国学力・学習状況調査」（平成25年～平成30年）

全国学力・学習状況調査とは

◇調査の目的：義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策、児童生徒への教育指導の充実や学習状況等の改善を図る

◇調査対象：国・公・私立学校の小学校第6学年，中学校第3学年

◇調査内容

- ① 教科に関する調査（国語，算数・数学） H31年度調査から英語が加わった
 - 問題A 身につけておかなければならない知識・技能等
 - 問題B 知識・技能等を実生活の様々な場面に活用する力等
 平成31年度調査問題からは，上記AとBを一体的に問うこととなった
- ② 生活習慣や学習環境等に関する質問紙調査

②体力・運動能力及び運動習慣の状況

「平成30年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査（スポーツ庁）」の結果によると、山梨県の中学2年生の体力合計点は、男女共、3年連続で全国平均を上回り、平成20年度の調査開始以降、最高値となりました。また、小学校5年生の体力合計点は、全国平均を下回っているものの、前年度より得点が向上し、全国平均との差を縮めています。特に、女子は調査開始以降、最高値となりました。このことから、子供・若者の体力は、全体として改善傾向にあるといえます。【図表14-1】

また、1週間で420分以上運動を行う小中学生の割合が、小中学生、男女共に全国平均を上回っていることから、小中学生の運動の日常化が図られている実態も明らかになっています。【図表14-2】

家庭、学校、地域など様々な場面において、子供・若者が運動を楽しむ機会を充実させ、運動への興味・関心を高め、運動の日常化を図りながら、体力の向上を目指すことは、健やかな心身の育成を図る上で大変重要です。このことで生涯にわたって運動に親しみ、運動習慣が確立するとともに、体力の向上が図られ、豊かなスポーツライフが実現すると考えます。

【図表14-1】体力合計点の比較（全国・山梨県）

		全 国	山梨県	全国との差
小学5年生	男子	54.21点	53.61点	-0.60(-0.68)点
	女子	55.90点	55.40点	-0.50(-0.73)点
中学2年生	男子	42.32点	43.28点	+0.96(+0.75)点
	女子	50.61点	51.35点	+0.74(+0.22)点

() は前年度の全国との差

【図表14-2】1週間で420分以上運動を行う小中学生の割合（全国・山梨県）

		H28	H29	H30	H30全国平均
小学5年生	男子	58.1%	59.1%	56.9%	54.2%
	女子	33.0%	33.3%	34.0%	30.7%
中学2年生	男子	86.8%	88.0%	88.2%	85.2%
	女子	67.2%	69.8%	65.3%	62.7%

資料：県スポーツ健康課

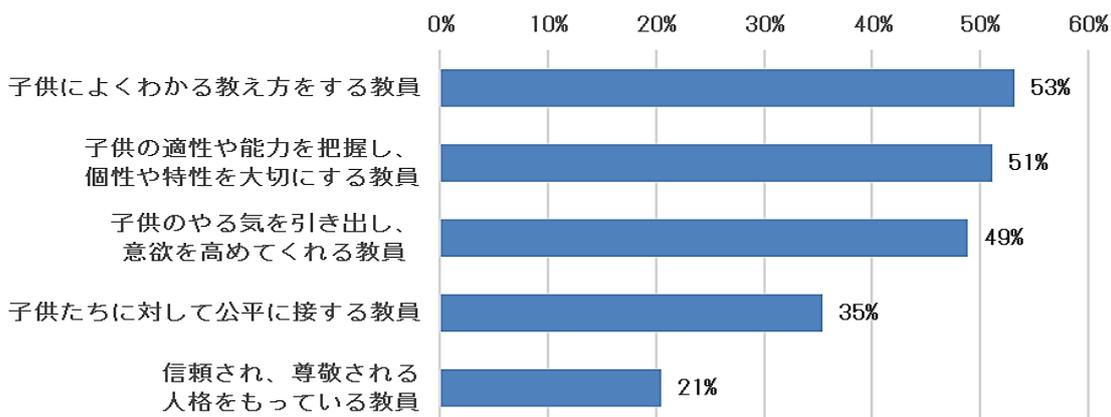
「平成30年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果について」

③学校教育に対する意識

平成30年の「やまなしの教育に関するアンケート調査」の結果によると、保護者が望ましいと思う教員像は、「子供によくわかる教え方をする教員」(53%)が最も多く、続いて、「子供の適性や能力を把握し、個性や特性を大切にする教員」(51%)、「子供のやる気を引き出し、意欲を高めてくれる教員」(40%)と回答しています。このことから、保護者は子供一人ひとりに対して可能性を最大限引き出し、きめ細かく対応してくれる教員を望んでいることがわかります。【図表15】

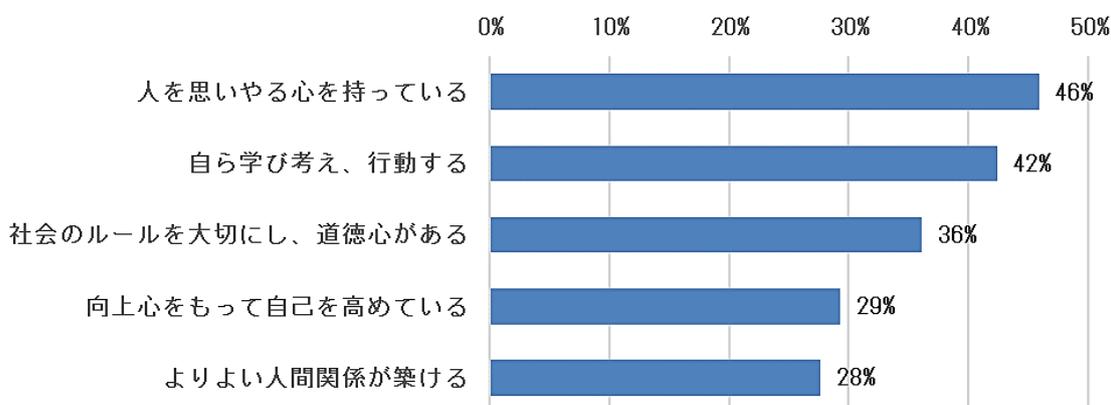
また、「やまなし教育」に期待する人づくりでは、「人を思いやる心を持っている」(46%)が最も多く、「自ら学び考え、行動する」(42%)、「社会のルールを大切にし、道徳心がある」(36%)と続いています。思いやりの心や道徳心を持ち、主体的に学び考え、行動する人づくりが期待されています。やまなしの未来を担う子供・若者を育てるため、学校教育はもちろん、家庭、地域社会が一体となって教育を推進していく必要があります。【図表16】

【図表15】保護者が望ましいと思う教員像（上位5位）（山梨県）



資料：県教育庁総務課「やまなしの教育に関するアンケート調査」（平成30年）

【図表16】これからの「やまなし教育」にどのような人づくりを期待するか（上位5位）（山梨県）



資料：県教育庁総務課「やまなしの教育に関するアンケート調査」（平成30年）

(7) 子供・若者の社会参加活動

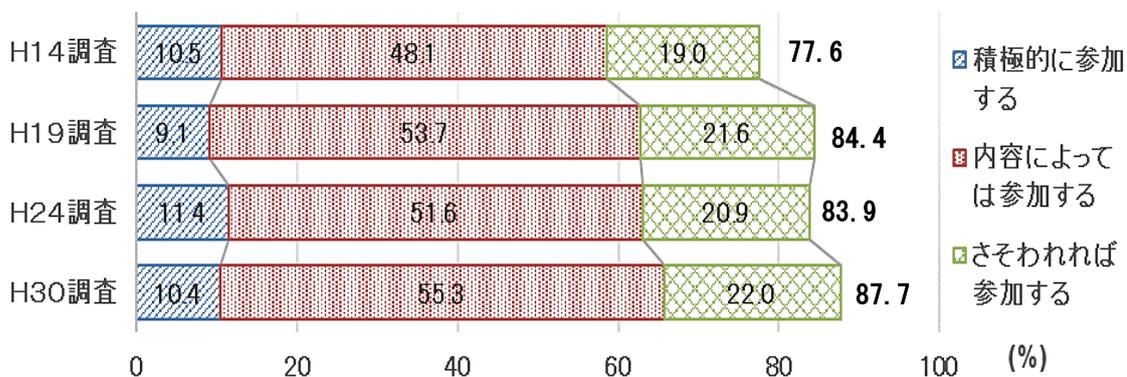
都市化や雇用状況の変化、地域コミュニティの形骸化などから、地域への帰属意識が低下し、若者の地域離れが進んでいると言われています。

本県の「子ども・若者の意識と行動に関する調査」によると、「地域をよくするための活動があれば参加するか」と聞いたところ、「積極的に参加する」「内容によっては参加する」「さそわれれば参加する」とする「参加意向」の回答は87.7%であり、過去調査との比較でも高い割合を示しています。【図表17】

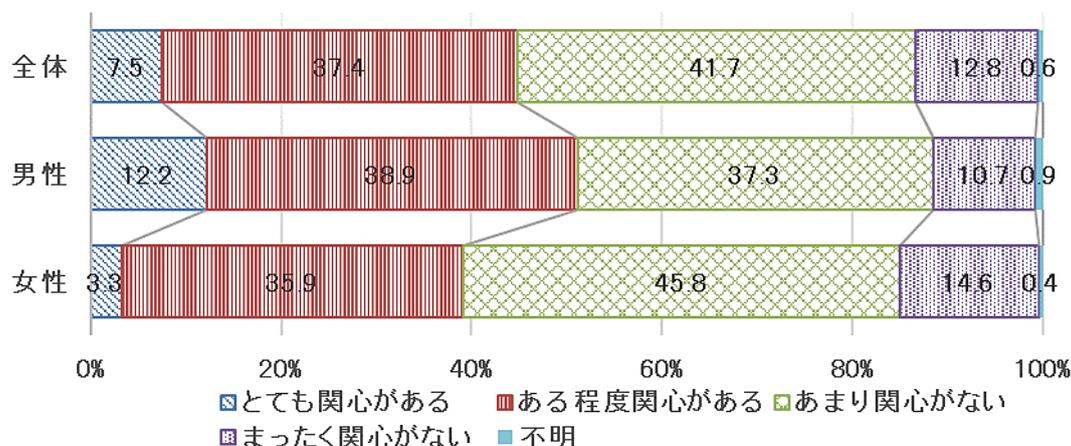
その一方で、「国や地方の政治に関心があるか」と聞いたところ、「とても関心がある」「ある程度関心がある」とする「関心がある意向」の回答は、44.9%であり、「あまり関心がない」「まったく関心がない」とする「関心がない意向」の54.5%を下回る結果となりました。【図表18】

社会や地域の将来に関心を持ち、子供・若者の健全育成や福祉や防災活動などのボランティア活動を通じて、社会の構成員として様々な分野で貢献できる子供・若者の育成が求められています。

【図表17】 地域をよくするための活動があれば参加するか（参加意向）（山梨県）



【図表18】 国や地方の政治に関心があるか（山梨県）



資料（図表17・18）：県社会教育課「子ども・若者の意識と行動に関する調査」（平成30年）

(8) 若者の就労状況と意識

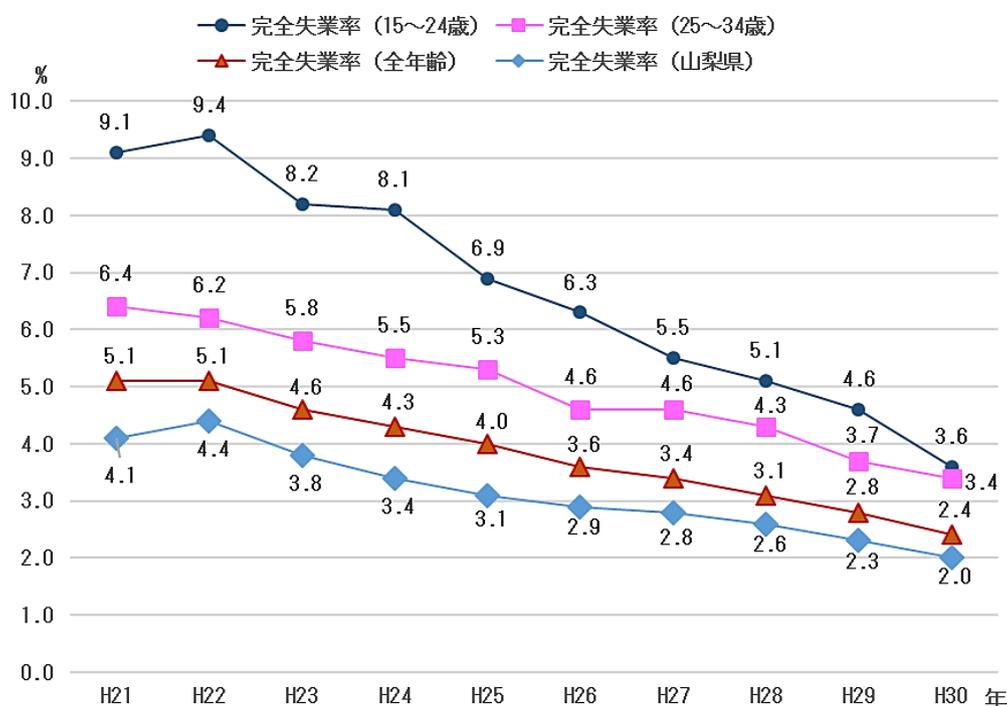
平成30年の「労働力調査」(総務省)によると、全国の若年層(15歳～34歳)の完全失業者は、60万人と、前年に比べ8万人減少しています。また、完全失業率は、15歳～24歳は3.6%、25歳～34歳は3.4%と低下してきています。【図表19】

また、同調査によると、15歳から34歳までの若者のうち、フリーターとして働いている若者は全国で143万人に及んでいますが、平成23年の184万人からは少しずつ減少しています。【図表20】

しかし、平成30年の「子ども・若者の意識と行動に関する調査」(山梨県)によると、「しかたがないから続ける」が、平成14年の4.5%から、調査を重ねるごとに増加し、平成30年には20.2%となっており、就職はしたものの必ずしも望んだ職に就けていない現状が読み取れます。【図表21】

このような中、各学校段階でのキャリア教育の充実やインターンシップなどを通じて職業意識を醸成していくことや、県内企業等との連携により若年求職者とのマッチングの機会を充実させるとともに、就労が困難な若者には、状況に応じた相談支援や社会体験、職業能力開発の支援などの機会を充実させることが必要となってきています。

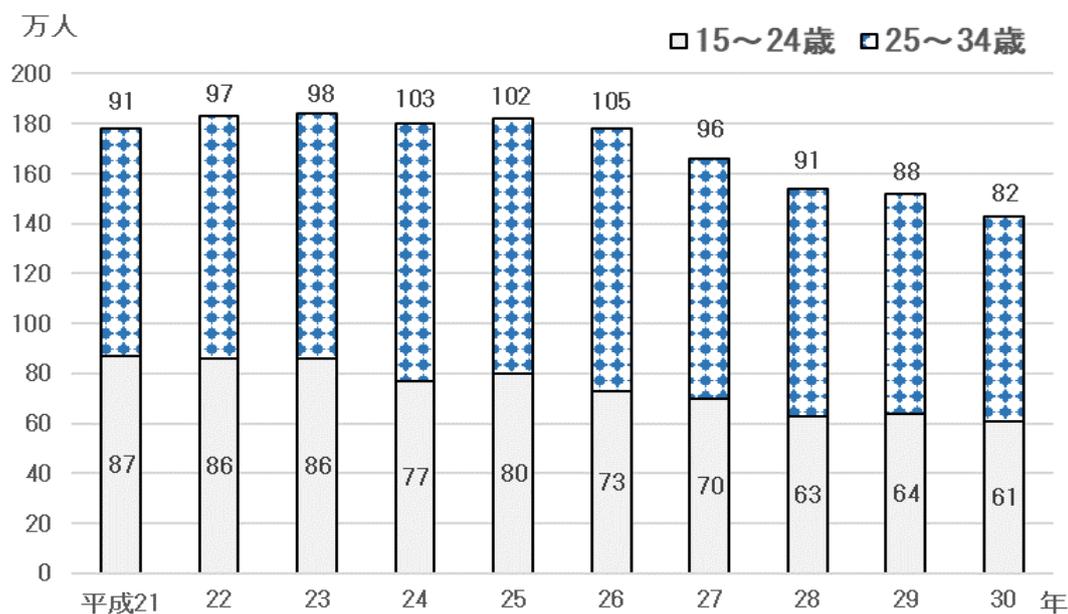
【図表19】完全失業率の推移(山梨県・全国)



*完全失業率とは、労働力人口(15歳以上の働く意欲のある人)のうち、完全失業者(職がなく、求職活動をしている人)が占める割合で、雇用情勢を示す重要指標のひとつ。

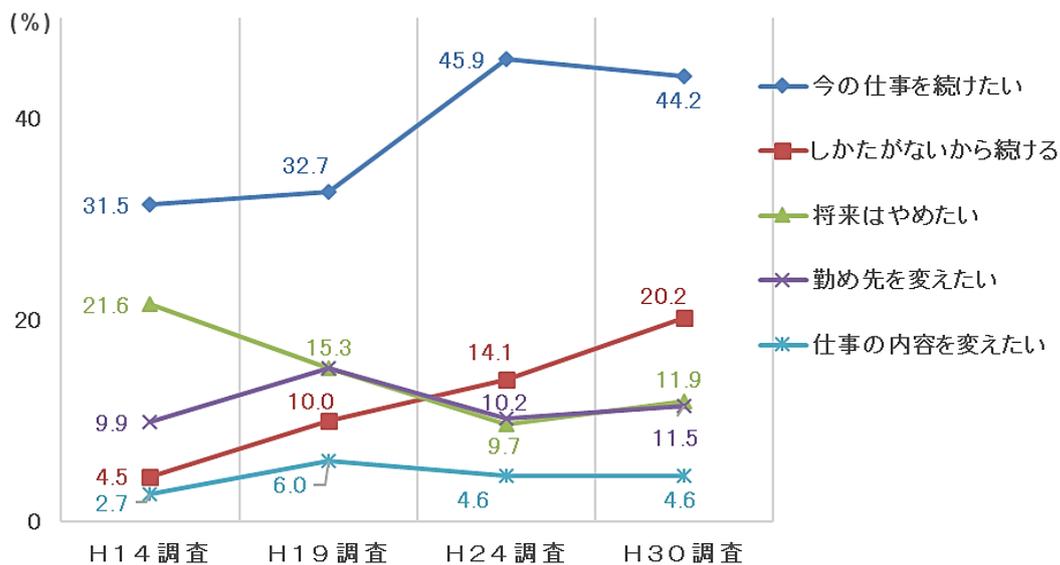
資料：総務省「労働力調査」(平成21年～平成30年)

【図表20】フリーターの推移（全国）



資料：総務省「労働力調査」（平成21年～平成30年）

【図表21】今の仕事についてどう考えているかの推移（山梨県）



資料：社会教育課「子ども・若者の意識と行動に関する調査」（平成30年）

2. 困難を有する子供・若者

(1) ニート（若年無業者）

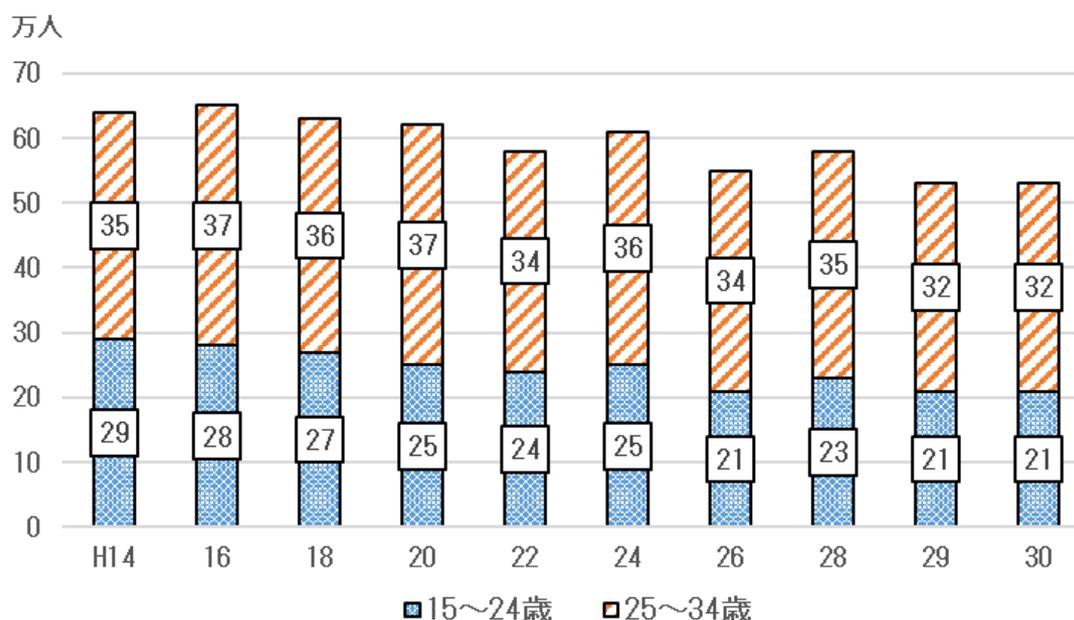
総務省は、ニート（若年無業者：「Not in Employment, Education or Training」の頭文字からとった造語）を、15～34歳の非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者と定義していますが、その数は平成14年以降、おおむね横ばいで推移しています。

平成30年の「労働力調査」（総務省）によると、ニートは全国で約53万人いるとされており、景気回復が進みつつあるとはいえ、若年層の人口そのものが減少していることを考慮すると、高止まりの状況にあるといえます。【図表22】

平成30年の「子ども・若者の意識と行動に関する調査」では、ニートになると思われる要因は何かと尋ねたところ、「人間関係」63.2%、「本人のやる気の問題」62.2%、「家庭環境」53.7%等が上位を占めています。【図表23】

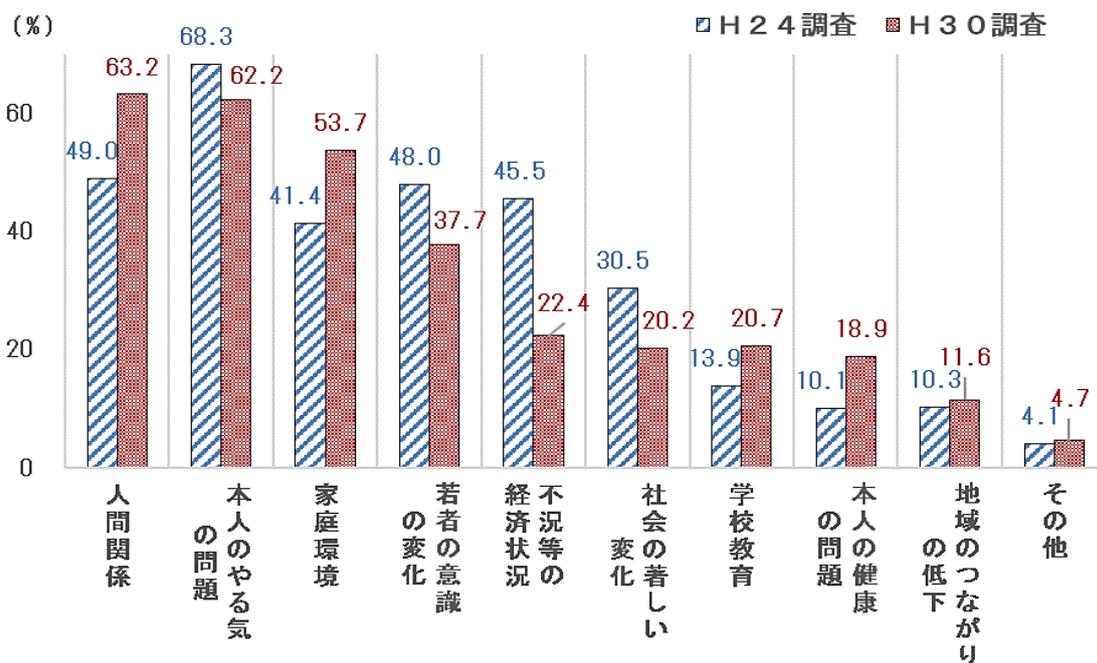
その一方で、総務省が実施した「就業構造基本調査」によると、就業希望の若年無業者が求職活動をしていない理由として、「病気やけがのため」「知識・能力に自信がない」「急いで仕事につく必要がない」といった回答が見られ、一般の子供・若者と当事者との間で、意識の相違が見られました。【図表24】

【図表22】ニート数の推移（全国）



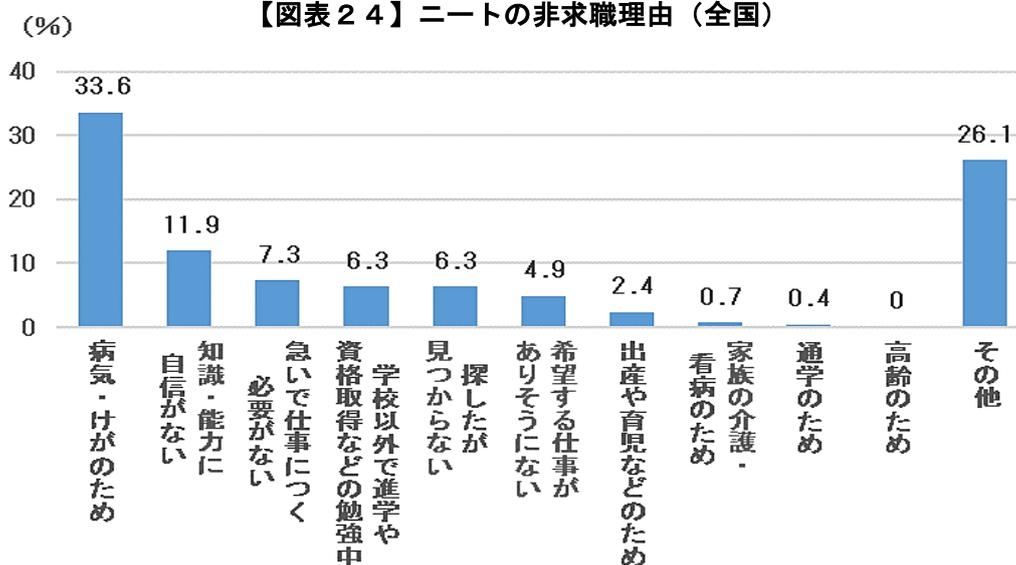
資料：総務省「労働力調査」（平成14年～平成30年）

【図表2-3】ニートになると思われる要因は何か（山梨県）



資料：県社会教育課「子ども・若者の意識と行動に関する調査」（平成30年）

【図表2-4】ニートの非求職理由（全国）



資料：総務省「就業構造基本調査」（平成29年）

ニートについては、働くことの大切さやさまざまな職業に対する見方・考え方を深めるとともに、相談支援の充実や職場適応・定着化に向けた取組を推進する必要があります。また、その支援に当たっては、一人ひとりの抱えている課題をよく把握し、その状況に応じて、総合的な支援を実施することも必要です。

(2) ひきこもりの子供・若者

平成28年の内閣府「若者の生活に関する調査報告書」によると、15歳～39歳の家や自室に閉じこもって外に出ない子供・若者の「ひきこもり」は、全国で54.1万人と推計されています。【図表25】

県内の12～30歳の子供・若者の「ひきこもり群」及び「ひきこもり親和群」（ひきこもりを共感・理解しともすると閉じこもりたいと思うことがある人たち）は、全体の10.9%と推計され、「ひきこもり親和群」の割合は内閣府の調査よりも高くなっています。【図表26】

また、「ひきこもり群」が外出しなくなったきっかけとしては、「人間関係がうまくいかなかった」40.6%、「不登校」31.3%、「学校になじめなかった」25.0%の割合が高くなっています。【図表27】

【図表25】 広義のひきこもりの推計数（全国）

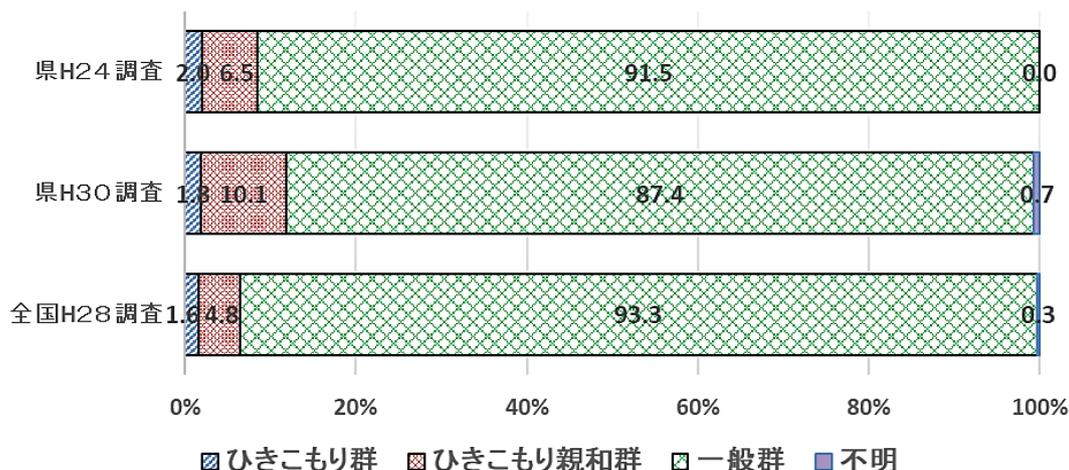
総務省「人口推計」（2015年）によれば、15～39歳人口は3,445万人なので、広義のひきこもりの推計数は下記の計算より54.1万人となる。

	〔該当人数（人）〕	〔有効回収率に占める割合（%）〕	〔全国の推計数（万人）〕
ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出する	33	1.06	36.5
ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける	11	0.35	12.1
自室からは出るが、家からは出ない又は 自室からほとんど出ない	5	0.16	5.5
計	49		54.1

準ひきこもり 36.5万人
 +
 狭義のひきこもり 17.6万人
 ||
 広義のひきこもり 54.1万人

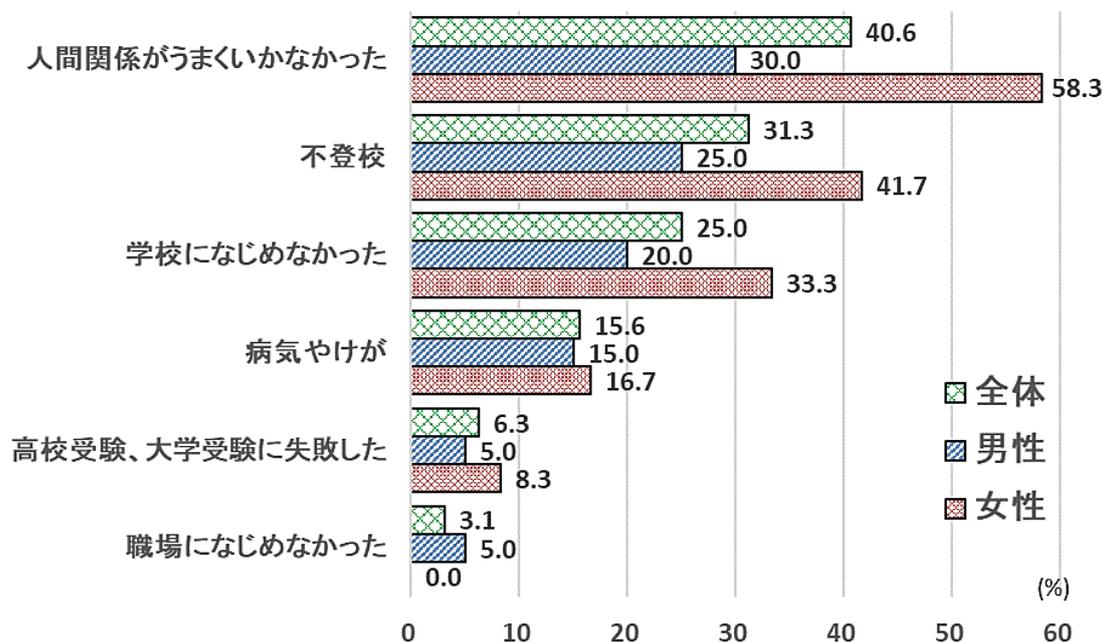
資料：内閣府「若者の生活に関する調査報告書」（平成28年）

【図表26】 「ひきこもり群」「ひきこもり親和群」「一般群」の割合（全国・山梨）



資料：県社会教育課「子ども・若者の意識と行動に関する調査」（平成30年）

【図表27】外出しない状況になったきっかけは何か（ひきこもり群）（山梨県）



資料：社会教育課「子ども・若者の意識と行動に関する調査」（平成30年）

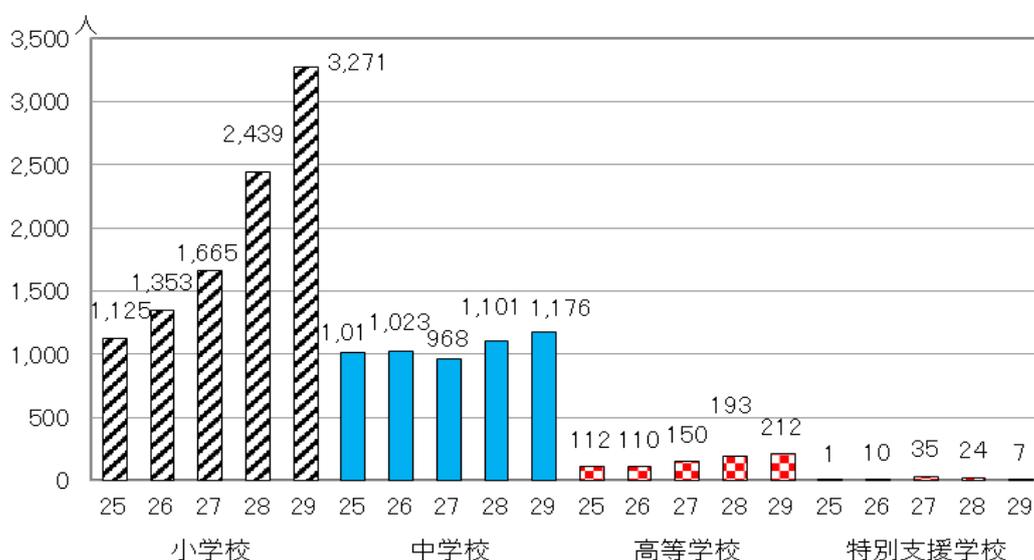
平成30年には、内閣府による中高年を対象としたひきこもり調査も行われ、ひきこもりの長期化・高齢化も問題となっています。ひきこもりの要因は様々であることから、本人や家族は、それぞれ異なる悩みやニーズを持っています。そのため、本人や家族の相談に適切に対応し、当事者のニーズに応じてアウトリーチ（訪問支援）等を中心として、時間をかけて寄り添う継続的な伴走支援が必要になります。

(3) いじめ、不登校、高校中途退学、暴力行為の状況

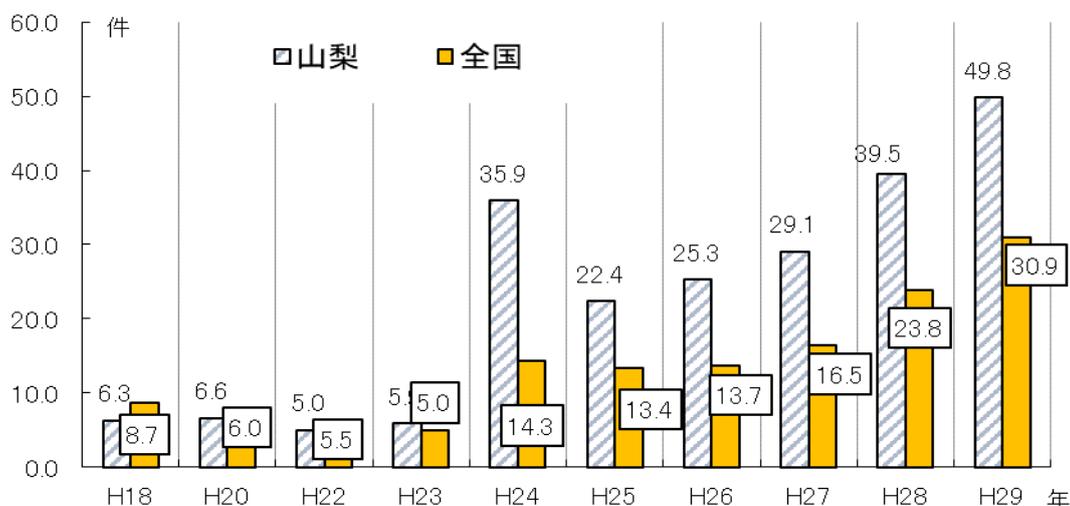
平成29年度の「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」(文部科学省)によると、本県はいじめの認知件数は、小学校で3,271件、中学校で1,176件、高等学校で212件、特別支援学校では7件、合計4,666件となっており前年度に比べ大幅に増加しています。【図表28・29】

これは、平成25年の「いじめ防止対策推進法」の施行に伴い、いじめ発見のきっかけとなる「アンケート調査」の実施をする際、積極的に認知する姿勢が学校現場に浸透したほか、ささいな悪ふざけ等も見逃すことなく早期発見に努めるようになったことが要因と考えられます。

【図表28】いじめ認知件数の推移(山梨県)



【図表29】1000人当たりの認知件数(全国・山梨県)



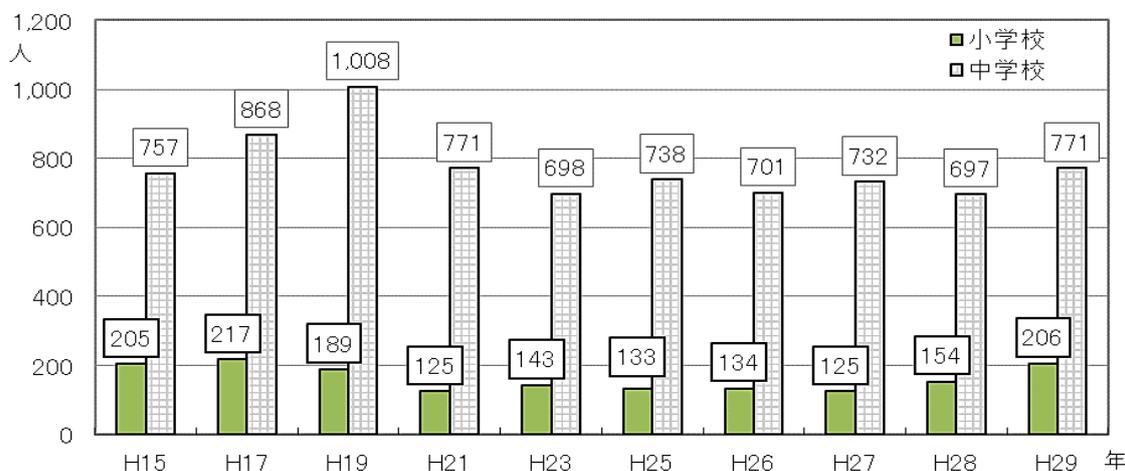
資料(28・29): 文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

県内の平成29年度不登校児童生徒数は、小学校で206人、中学校で771人、合計977人となっています。【図表30】

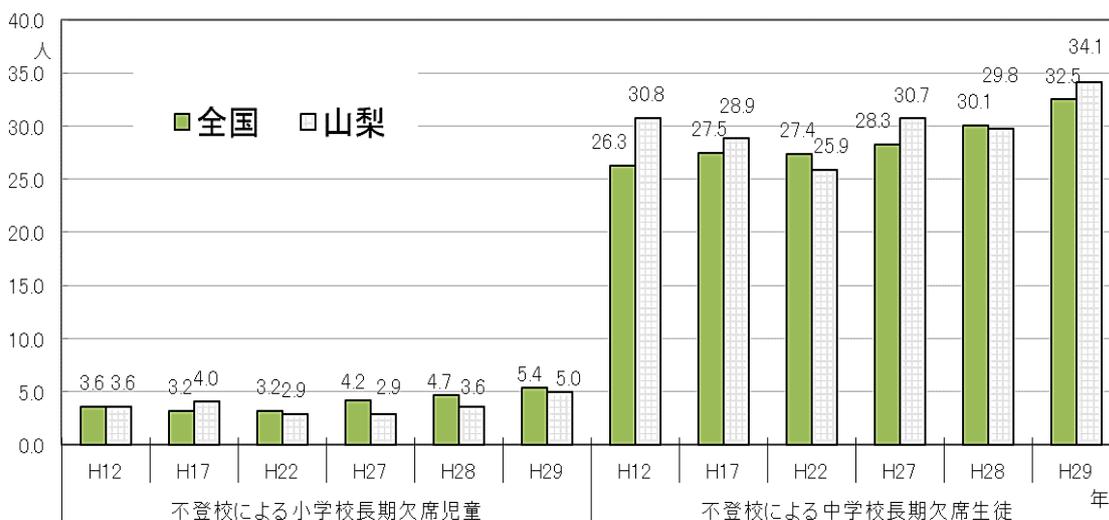
1,000人当たりの不登校児童生徒数で見ると、小学校児童は5.0人と全国平均を0.4人下回り、中学校生徒は34.1人と全国平均を1.6人上回っています。【図表31】

中学校段階から不登校が増加するのは、小学校から中学校に進学した際に、学習内容や生活リズムの変化になじむことができずに不登校となる「中1ギャップ」が原因と考えられています。

【図表30】不登校児童生徒数（年度間30日以上）（山梨県）



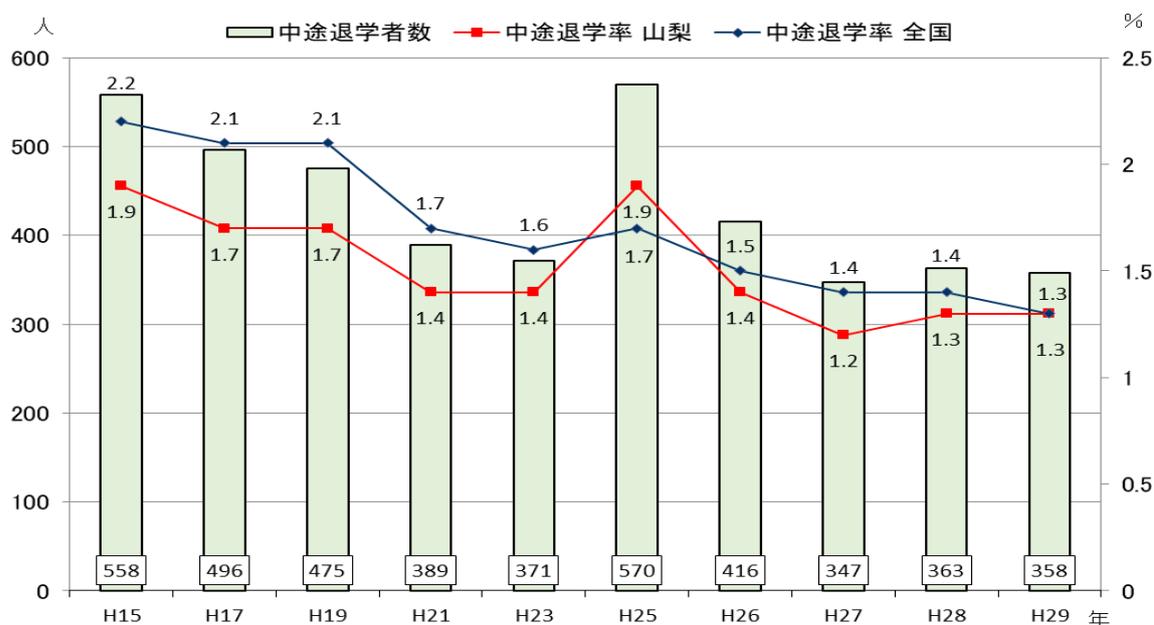
【図表31】不登校児童生徒数比率（年度間30日以上）
（生徒1000人当たり）（全国・山梨県）



資料(30・31)：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

一方、平成29年度の高等学校の中途退学者は、前年度より10人減少の358人で、在籍者数に占める割合（中途退学率）は1.3%になっています。【図表32】

【図表32】中途退学者数及び中途退学率の推移（全国・山梨県）

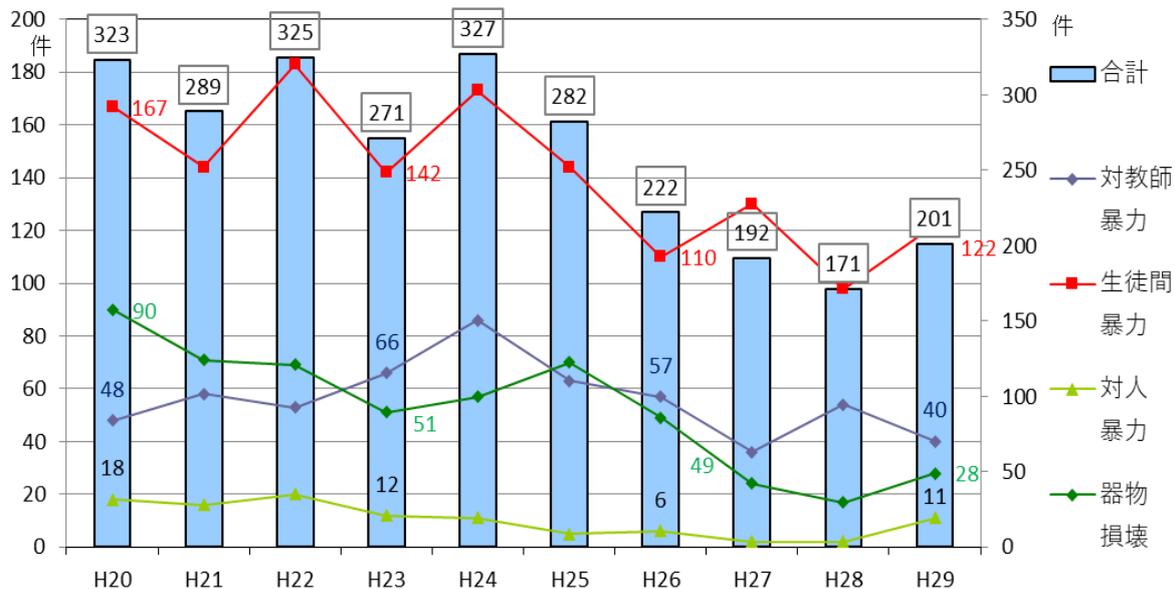


資料：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

本県の公立小・中学校及び県立高等学校における児童生徒が起こした暴力行為の発生件数は、平成29年度、201件であり、前年度と比較して30件増加しています。【図表33】

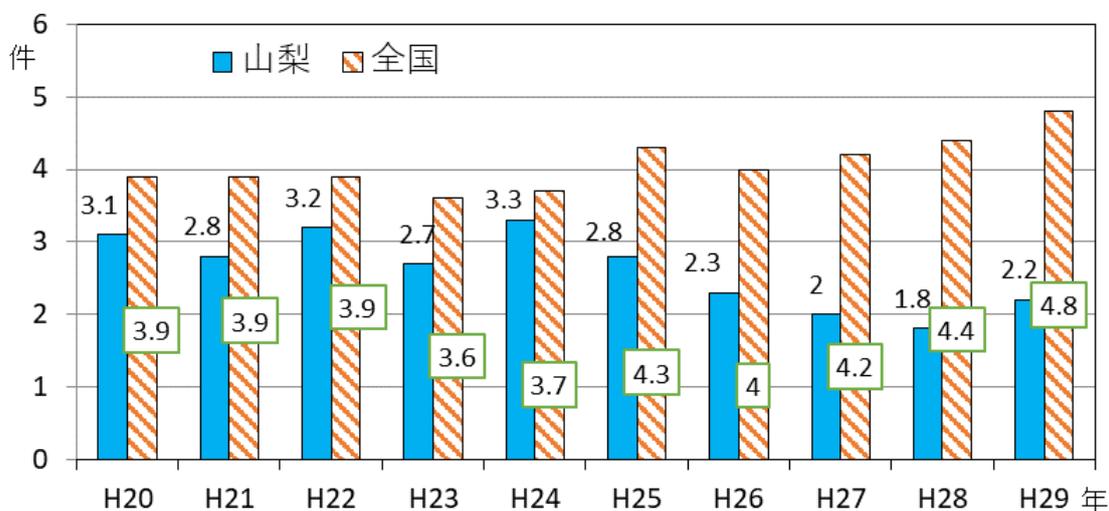
1000人当たりの暴力行為発生件数で見ると、2.2件と全国平均を2.6件下回り、落ち着いた状況となっています。【図表34】

【図表3-3】暴力行為の発生件数の推移（山梨県）



資料：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

【図表3-4】暴力行為1000人当たりの発生件数（全国・山梨県）



資料：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

児童生徒の問題行動への対応には、学校と家庭、地域社会、関係機関が緊密に連携を図り、一人ひとりの児童生徒の抱える様々な問題に応じた相談支援体制の充実を図っていく必要があります。

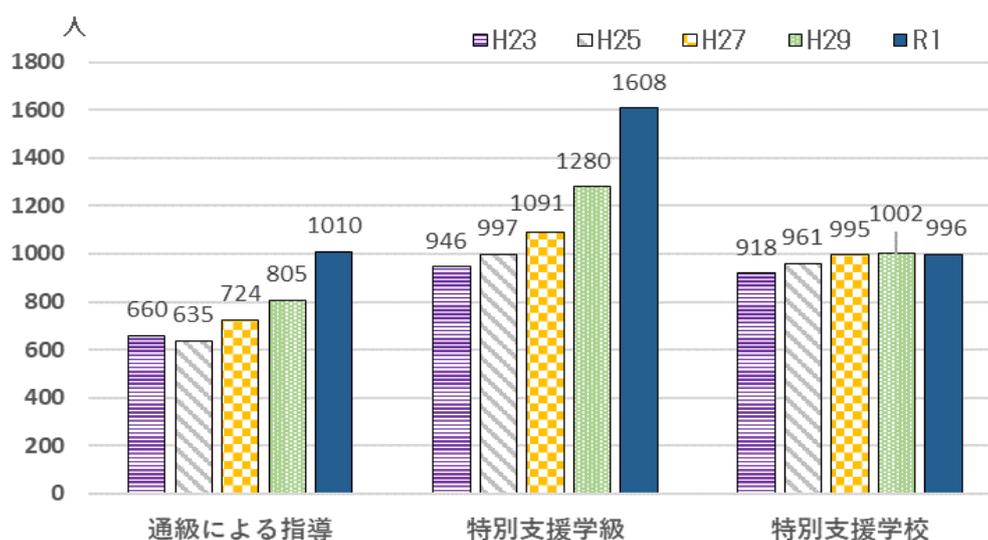
(4) 障害のある子供・若者

「山梨の特別支援教育」によると、県内の公立小・中学校の通級による指導利用者数や特別支援学級在籍者数は年々増加しています。【図表35】

また、小・中学校及び高等学校の通常の学級における特別な支援を必要としている児童も増加を続けており、特に、小学校において顕著です。【図表36】

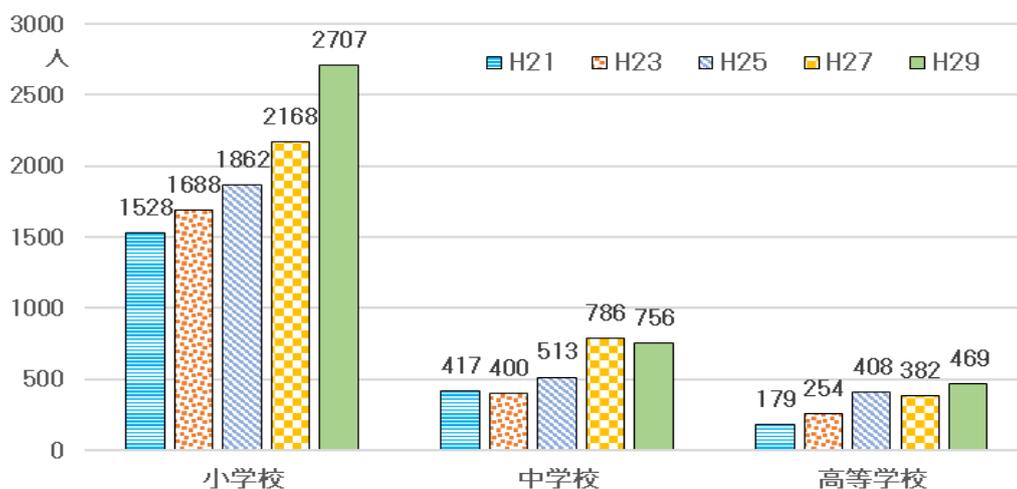
こうした状況から、障害のある子供・若者に対する支援を強化するとともに、県民及び社会全体の理解を深めていく必要があります。

【図表35】通級による指導、特別支援学級、特別支援学校対象者数の推移（山梨県）



資料：高校改革・特別支援教育課「山梨の特別支援教育」（平成23年～令和元年）

【図表36】通常の学級における特別な支援を必要としている児童生徒の状況（山梨県）



資料：高校改革・特別支援教育課「小・中学校における特別支援教育に関する調査」

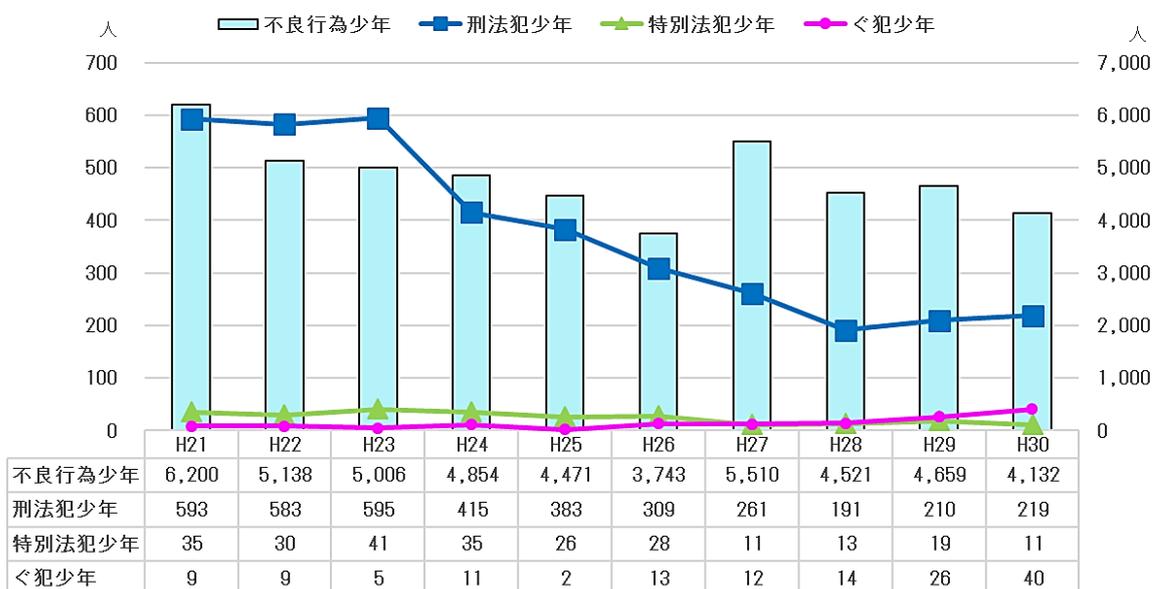
高校改革・特別支援教育課「高等学校における特別な支援を必要とする生徒の状況調査」

(5) 少年非行の状況

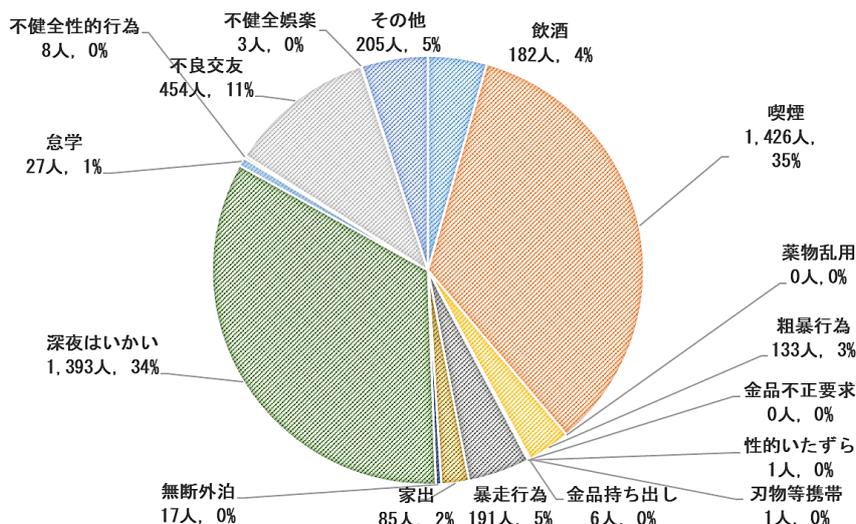
本県の青少年非行の状況は、刑法犯は減少傾向、不良行為は横ばい状態にありますが、共犯や再犯の防止など依然予断を許さない状況にあります。【図表37】

不良行為少年の行為別補導状況としては、喫煙が最も高く35%、次いで深夜はいかがい34%を占めています。また、学職別状況では、高校生が30%と最も高く、年齢別状況では17歳が29%、16歳が26%と、他の年齢と比較すると割合が高くなっています。【図表38～40】

【図表37】 過去10年間の少年非行の推移（山梨県）

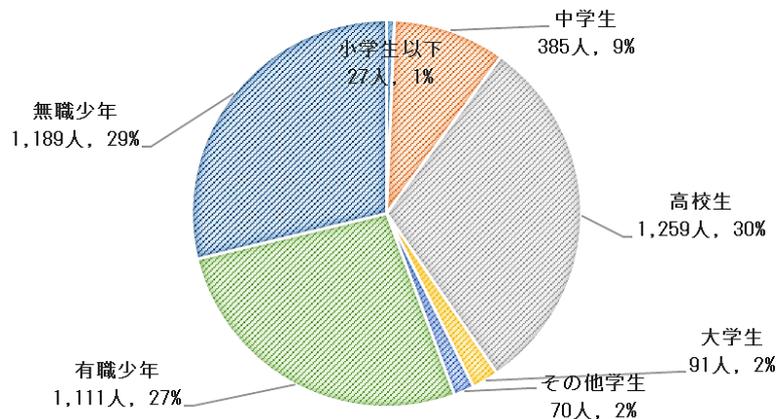


【図表38】 不良行為少年行為別補導状況（平成30年：山梨県）

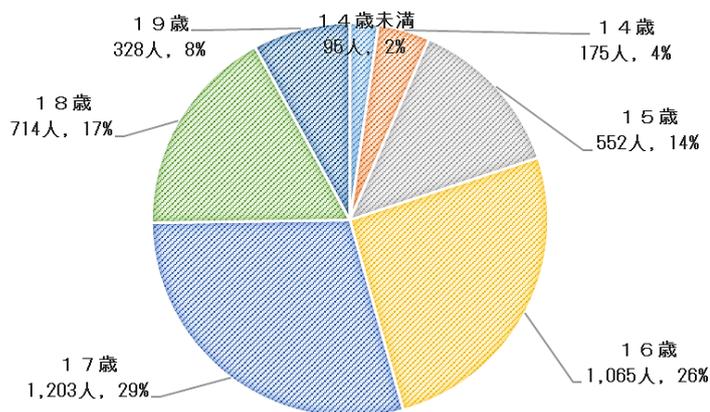


資料（図表37・38）：県警察本部少年・女性安全対策課「少年非行統計」（平成30年）

【図表39】不良行為少年学職別状況（平成30年：山梨県）



【図表40】不良行為少年年齢別状況（平成30年：山梨県）

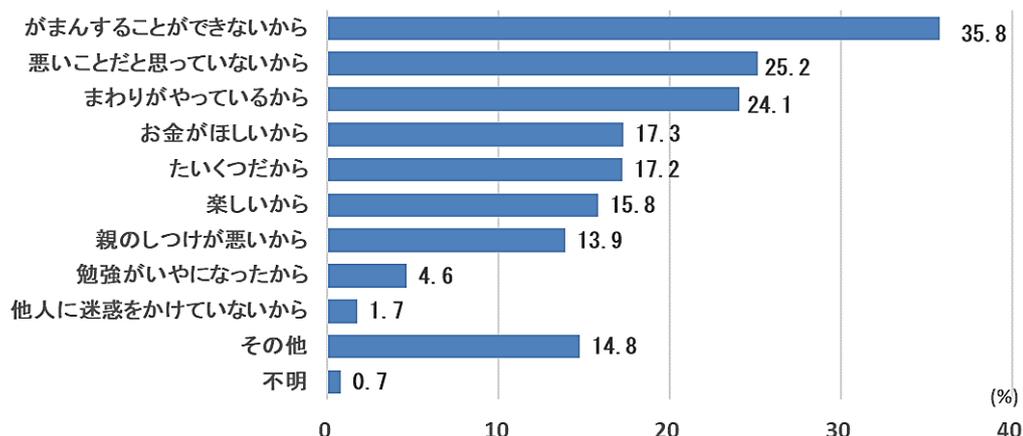


資料（図表39・40）：県警察本部少年・女性安全対策課「少年非行統計」（平成30年）

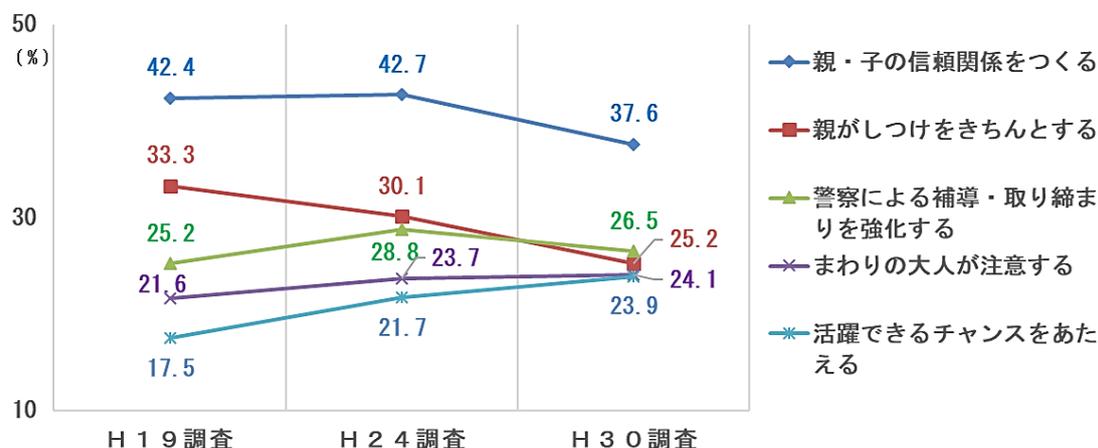
「子ども・若者の意識と行動に関する調査」では、「シンナー、薬物、万引き、暴力行為、恐喝などの非行をするのはなぜか」に対し、「がまんすることができないから」35.8%、「悪いことだと思っていないから」25.2%、「まわりがやっているから」24.1%と回答した割合が高くなっています。また、「非行をなくすためには何が必要か」に対して、「親子の信頼関係を作る」が37.6%と最も高くなっていますが、過去調査と比較すると、「親がしつげをきちんとする」が25.2%と減少する一方で、「活躍できるチャンスをあたえる」が23.9%と高くなってきています。【図表41・42】

青少年の非行の未然防止のため、子供・若者がそれぞれの個性を生かし活躍できる場や機会を地域社会の中で設けていくことが大切です。また、問題行動への早期対応を充実させるとともに、非行を繰り返さないように、地域社会における多様な活動の機会や居場所づくりなど、立ち直りを支援していく必要があります。

【図表41】シンナー、薬物、万引き、暴力行為等の非行をするのはなぜか（山梨県）



【図表42】非行をなくすためには何が必要か（過去調査との比較）（山梨県）



資料（図表41・42）：県社会教育課「子ども・若者の意識と行動に関する調査」（平成30年）

(6) 子供の貧困の状況

「やまなし子どもの生活アンケート」(平成29年)によると、本県の子供の相対的貧困率は、10.6%(約9人に1人の割合)となっています。平成28年に政府が発表した「国民生活基礎調査」の結果によると、国全体の子供の貧困率は13.9%(約7人に1人の割合)で、本県の子供の貧困率の方が低くなっています。【図表43】

子供の貧困の問題は、経済的な困窮だけにとどまらず、人間関係の希薄さ、学習を含めた様々な体験の機会の喪失、自己肯定感、自尊感情の低下など様々な問題を含んでいます。また、経済的な不安や悩みを抱えているひとり親家庭なども増加しており、世代を超えて貧困の状況がつかがっていく「貧困の連鎖」も課題となっています。【図表44】

家庭の経済状況等によって、子供や若者の将来の夢が絶たれたり、進路の選択肢が狭まったりすることがないように、教育、生活面、親の就労など、様々な支援が求められています。

【図表43】山梨県の子供の相対的貧困率(平成29年)

子供の相対的貧困率 10.6%

回収された3,105世帯(保護者回答)のうち、算出が可能な2,472世帯を、国民生活基礎調査の貧困線を境界とし、2区分した。

	保護者	子供
貧困線に満たない世帯 (平成28年国調査122万円未満の世帯)	247	182
貧困線を上回る世帯 (平成28年国調査122万円以上の世帯)	2,225	1,640
合計	2,472	1,822

※1 相対的貧困率

国民全員を年間の所得額に応じて並べたとき、ちょうど真ん中に位置する人の所得(中央値)の半分の額(貧困線)に満たない人の割合を言う。

※2 子供の貧困率

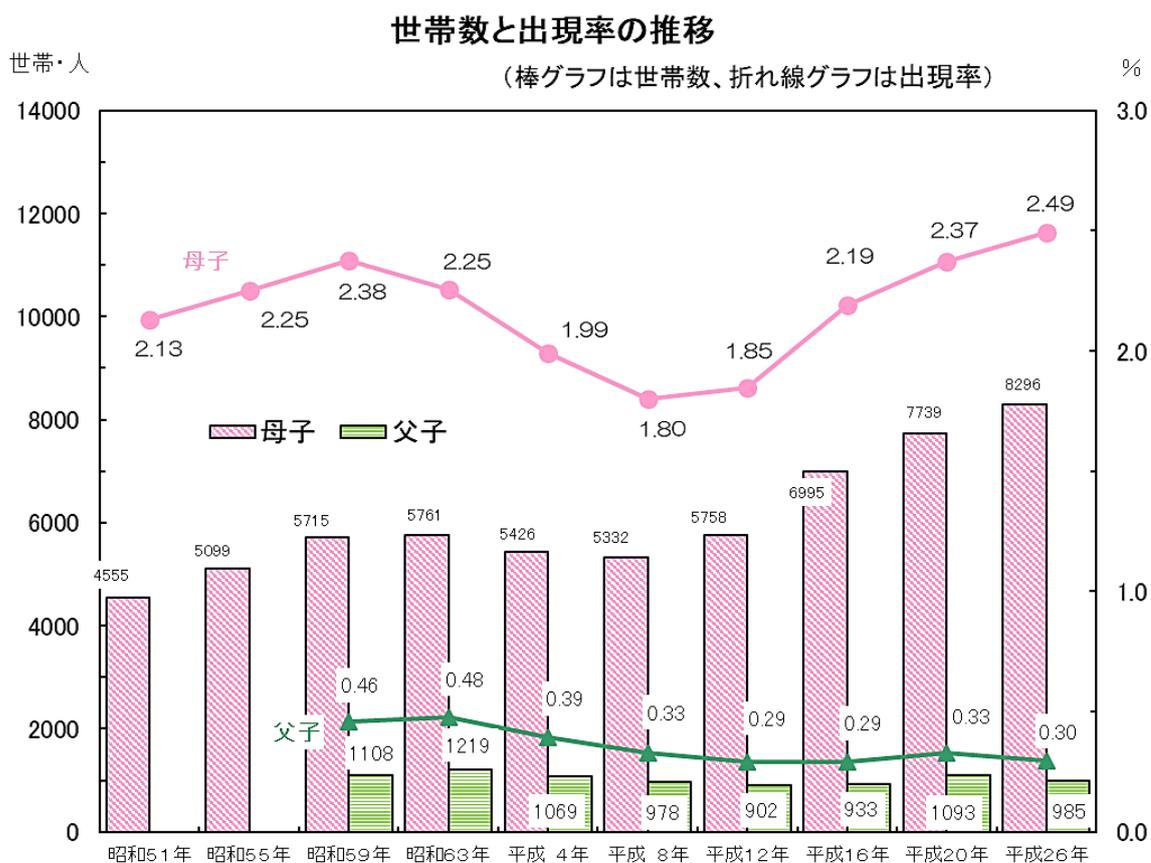
子供の貧困率は、所得が中央値の半分(貧困線)に満たない世帯で暮らす18歳未満の子供の割合を指す。平成28年度の調査では、中央値が244万円、貧困線は、122万円となっている。

※3 表中の「子供」については、小学1年生への調査を実施していないため、保護者数を下回っている。

資料：県社会教育課「やまなし子どもの生活アンケート」(平成29年)

児童のいる世帯のうち、ひとり親家庭の推移をみると、父子世帯割合は横ばい状態ですが、母子世帯は平成8年を境に増加傾向にあります。本県における平成26年の母子世帯数は8,296世帯あり、児童がいる全世帯の2.49%となっています。ひとり親家庭の平均所得は、他の世帯と比べて大きく下回っており、子供の進学等への影響が懸念されています。【図表44】

【図表44】ひとり親家庭の推移（山梨県）



* 父子世帯の調査は、昭和59年から実施

資料：県子ども福祉課「山梨県ひとり親家庭等実態調査」（昭和51年～平成26年）

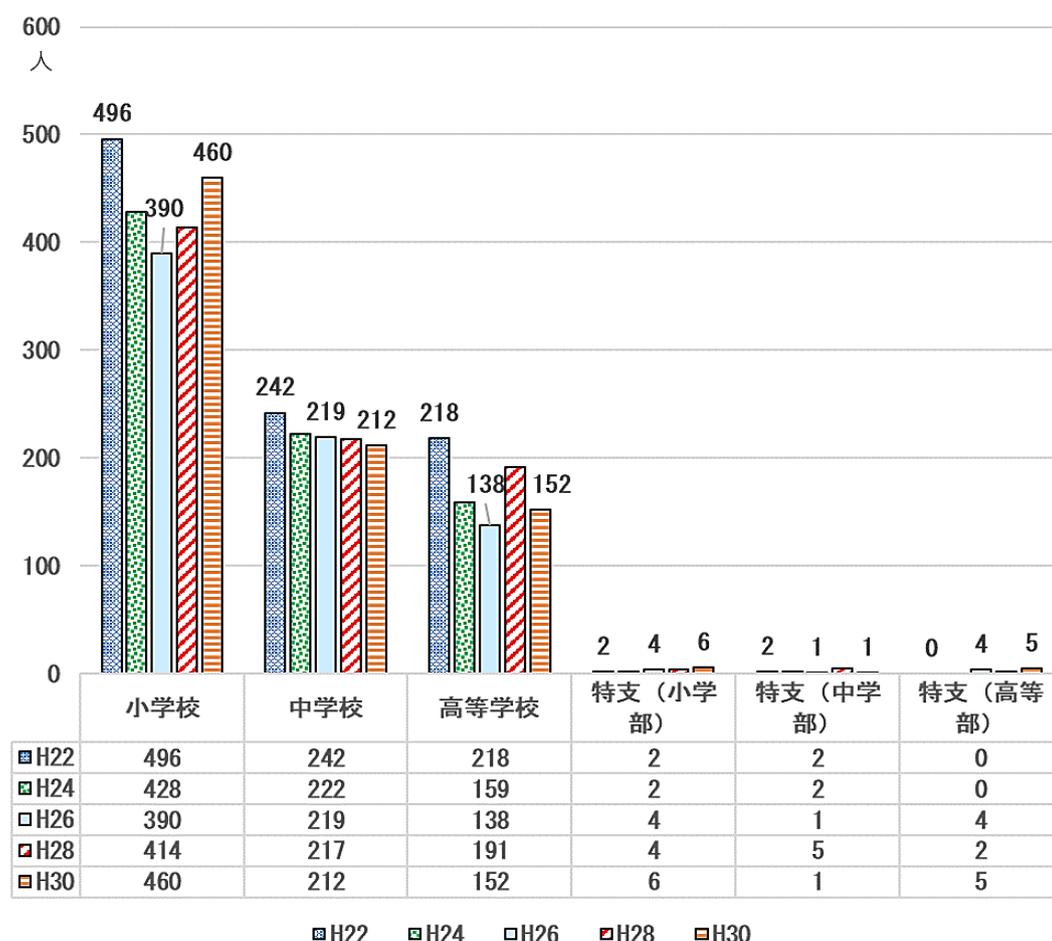
(7) 外国人児童生徒

本県の「学校基本調査」によると、公立学校に在籍する外国人の子供の数（平成30年発表）は、小学校は460人、中学校は212人、高等学校は152人となっていて、ここ数年増加傾向にあります。【図表45】

また、日本語指導が必要な子供の数も平成28年度は、小学校183人、中学校68人、高等学校・特別支援学校の6人を合わせると、合計257人で、平成24年度と比べると64人の増加です。【図表46】

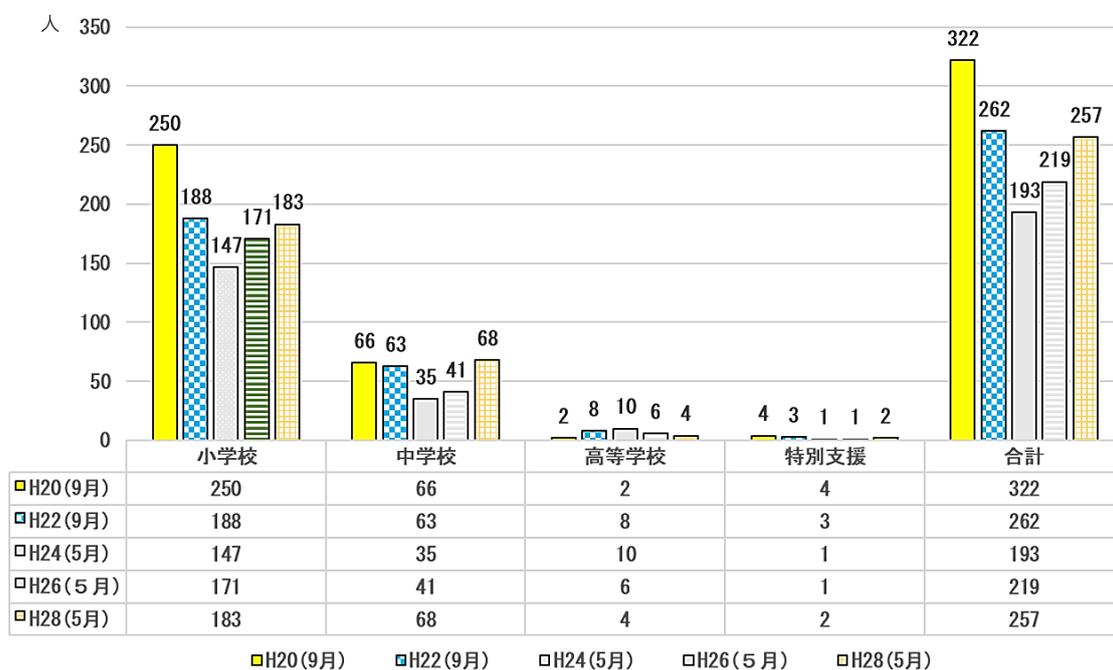
しかし、小学1年生から中学3年生の外国人児童生徒のうちで、経済的な問題や保護者が日本語を理解していないことによる情報の不足、家庭で弟妹の世話をする必要があるので様々な理由で、学齢期でありながら就学していない子供たちが社会問題となっています。外国人には就学義務は課されていませんが、その保護する子を公立の義務教育諸学校に就学させることを希望する場合には、無償で受け入れています。

【図表45】外国人児童生徒数の推移（山梨県）



資料：県統計調査課「学校基本調査」（平成30年）

【図表46】日本語指導が必要な外国人児童生徒（山梨県）



資料：文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受け入れ状況等に関する調査」

平成31年4月より新たな在留資格「特定技能」が創設され、今後、本県に就労・在住する外国人の数も増加していくことが予想されます。言葉や生活習慣の違いなど困難を抱える在住外国人の子供についても、同じ地域の一員として健やかに成長していけるよう、地域全体の意識の醸成を図る取組や教育環境の整備等を行う必要があります。

(8) 子供・若者の自殺の状況

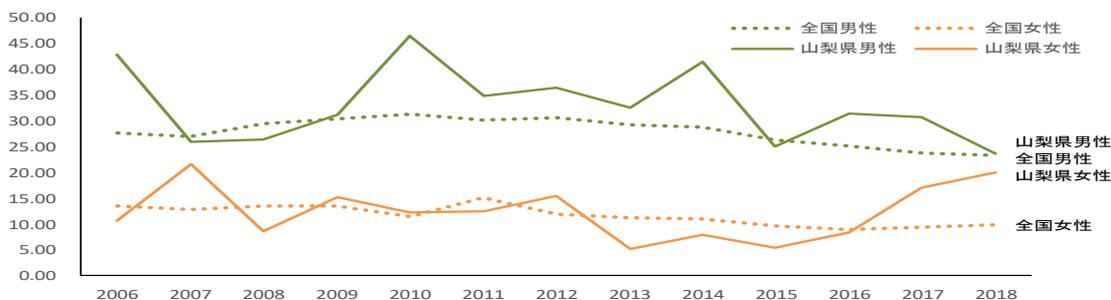
近年、本県の20歳代の自殺死亡率は、全国より高くなっています。【図表47】

10歳代後半から20歳代は、生徒・学生から社会人へとライフステージが大きく変化する時期で、様々な悩みも生じ、心も不安定になりがちです。【図表48】

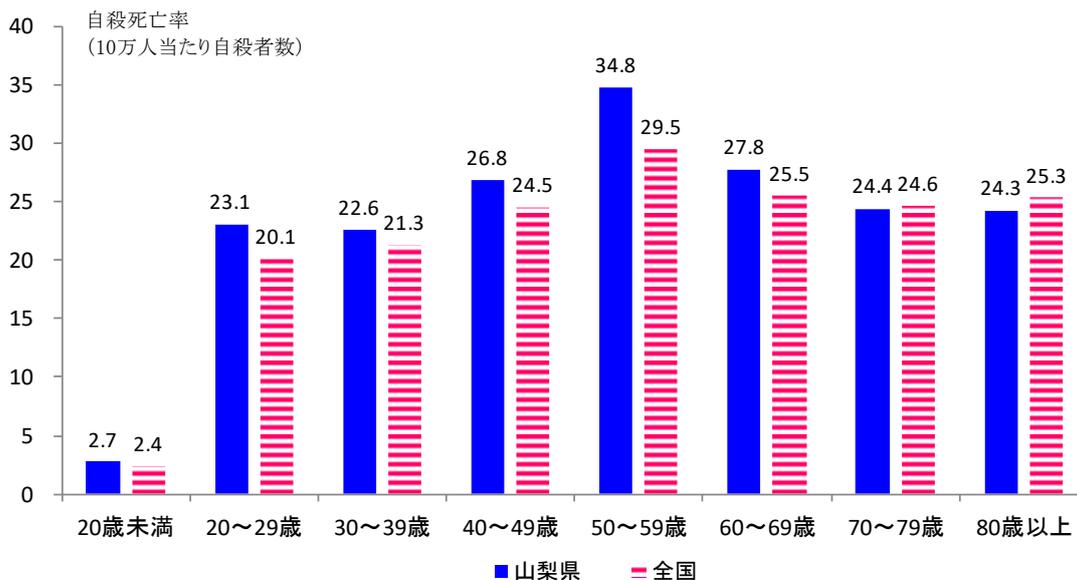
このため、学校において、体験活動、地域の高齢者等との世代間交流を活用するなどして、児童生徒が命の大切さを実感できる教育はもとより、社会において直面する様々な困難・ストレスへの対処方法を身につけるための教育（SOSの出し方に関する教育）、心の健康の保持に係る教育を推進する必要があります。

また、大学生等に対しては、自殺対策に関心と理解を深めることができるよう、行政や学校、民間団体等が実施する取組への参加を促進することも必要です。

【図表47】自殺死亡率の推移（20～29歳）（山梨県・全国）（2006年～）



【図表48】年齢階級別の平均自殺死亡率（山梨県・全国）
（2006（平成18）～2018（平成30）年の平均）



資料（図表47・48）：「人口動態統計」（厚生労働省）、「人口推計」（総務省）を基に作成

(9) 児童虐待の状況

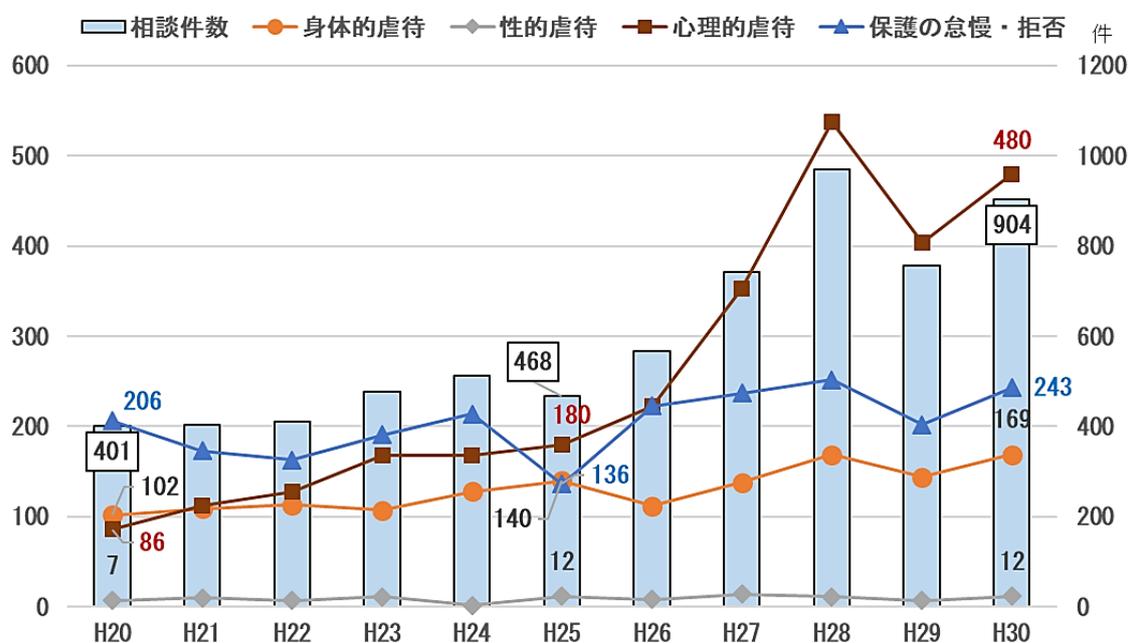
平成30年の「福祉行政報告例」(厚生労働省)によると、県内の児童相談所で対応した児童虐待の相談件数は増加の傾向にあります。平成20年度の相談件数401件と比較すると、平成30年度はおよそ2倍に増加し、904件の相談件数となっています。

相談内容は、心理的虐待が480件で最も多く、全相談件数の半数を超えており、以下、保護の怠慢・拒否(ネグレクト)243件、身体的虐待169件、性的虐待12件と続きます。【図表49】

子供の心身の発達及び人格形成に重大な影響を与える児童虐待を社会全体で予防するとともに、学校、地域社会、行政、各関係機関が連携しながら、個々のケースへの的確で迅速な対応が求められています。

また、これから親となる世代や子育て中の親に対して、親としての力を高めるなど家庭教育に関する学習機会の充実や情報提供の充実など、支援体制を整備していくとともに、子育てを家庭だけに任せず、地域社会も含めて全体で見守っていくことが必要になります。

【図表49】児童虐待相談種別対応件数の推移(山梨県、児童相談所分)



資料：厚生労働省「福祉行政報告例」(平成20年～平成30年)

(10) 困難を有する子供・若者に関する相談窓口

県内には、ニート、ひきこもり、障害、いじめ、不登校、非行、子供の貧困、外国人児童生徒など、子供・若者が抱える困難の状況に応じて、様々な相談窓口が設けられています。【図表50】

しかし、近年、子供・若者やその家族が抱える問題は多様化・深刻化していることなどから、関係機関の緊密な連携によるきめ細かな対応が重要となっています。

【図表50】 困難を有する子供・若者に関する相談窓口（山梨県）

困難の状況	相談窓口（例）
ニート	やまなし・ぐんない若者サポートステーション
ひきこもり	山梨県ひきこもり地域支援センター・ひきこもり相談窓口
発達障害	こころの発達総合支援センター（子どものこころサポートプラザ内）
身体・知的障害	障害者相談所（山梨県福祉プラザ内）
いじめ・不登校	いじめ・不登校ほっとライン（総合教育センター内）
非行	少年サポートセンター
子供の貧困	子育て相談総合窓口（愛称かるがも）
自殺	山梨県自殺防止センター
人権一般	甲府地方法務局 人権擁護課
外国人	やまなし外国人相談センター

※ここに掲載した相談窓口は一例であり、各市町村の相談窓口をはじめ、関係団体、民間団体等の相談窓口もあります。

3. 家庭・地域と子供・若者

(1) 家庭における教育力

家庭は、子供にとって安らぎの場であり、食事やあいさつなどの基本的な生活習慣とともに、命の大切さや他者への思いやりなどの基本的倫理観、自立心や自制心などを身につける上で重要な役割を担っています。

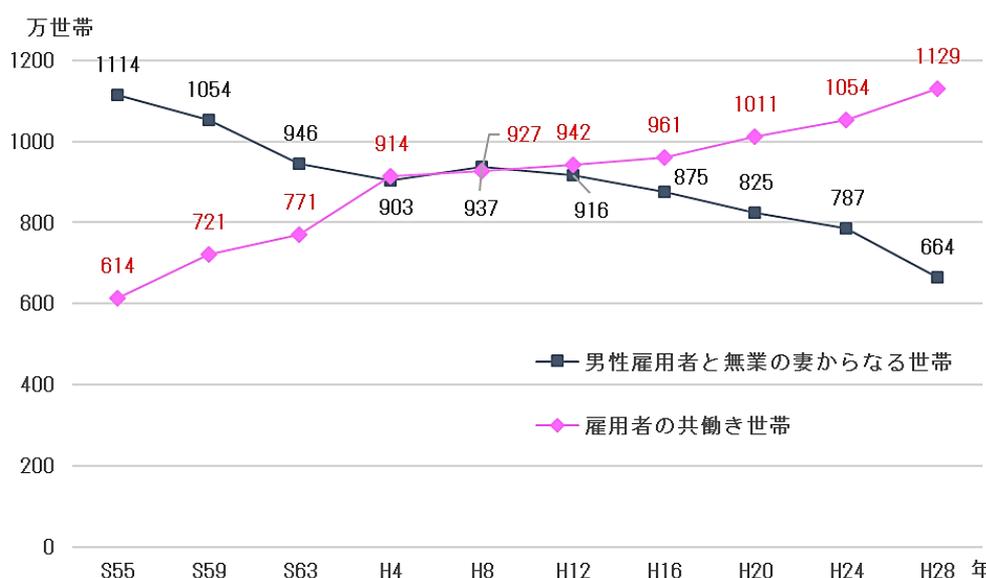
しかし、核家族化・少子化・共働き世帯の増加など、家庭をめぐる社会環境の変化やインターネットの普及、親子が家庭で一緒に過ごす時間の減少などにより、家庭内でのコミュニケーション不足が指摘されています。【図表5 1】

平成28年の「家庭教育の総合的推進に関する調査研究」（文部科学省）によると、平日、子供とふれ合う時間が2時間以内の保護者が、平成20年は41.6%なのに対し、平成28年は52%と増加し、子供とふれ合う時間が少なくなっていることがわかります。【図表5 2】

また、平成30年度の「やまなしの教育に関するアンケート調査」によると、家庭での教育が「十分できている」「だいたいできている」と回答した「できている意向」は54.7%とおよそ半数であり、家庭での教育に対して自信がもてない保護者も少なからずいることがわかります。【図表5 3】

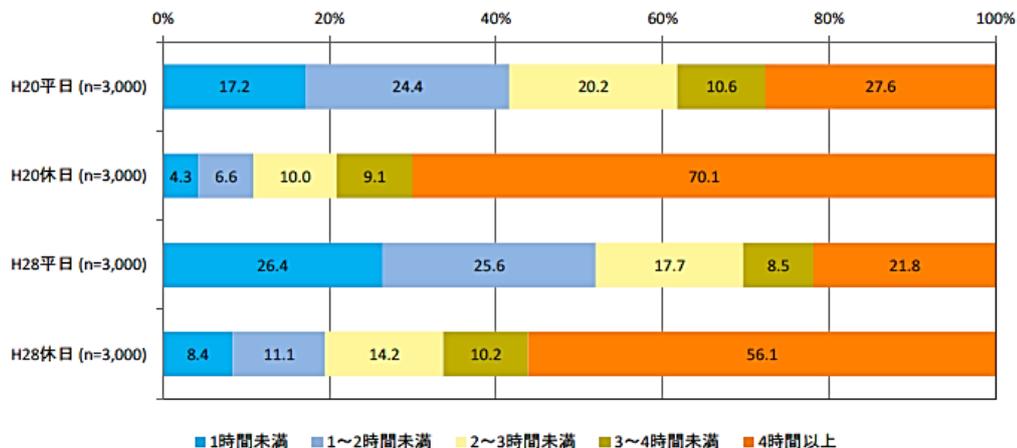
さらに同調査では、「家庭でのしつけや教育の充実のためにどのようなことが必要か」の問いに対し、「家庭教育に関する学習情報の提供」44%、「相談体制の充実」43%、「親子の体験活動の充実」40%の順で回答が多く、家庭における教育力の向上を図るため、保護者だけに家庭教育を任せるのではなく、行政や地域、学校などによる様々な支援を推進していく必要があります。【図表5 4】

【図表5 1】 共働き世帯数の推移（全国）



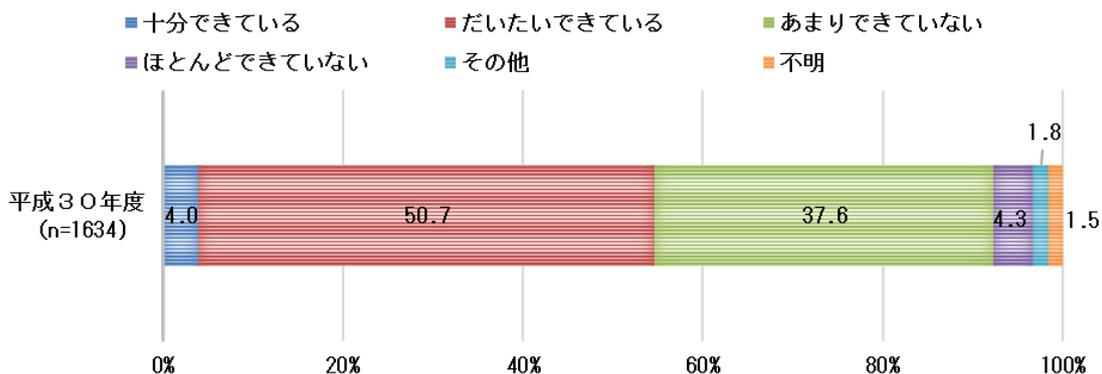
資料：総務省「労働力調査」（昭和55年～平成28年）

【図表5 2】子供とふれ合う時間が普段一日どのくらいあるか（全国）

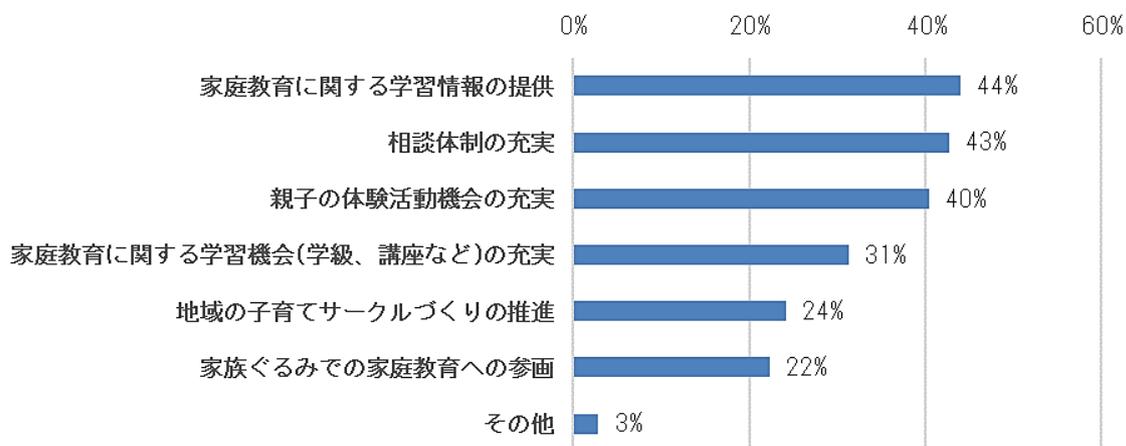


資料：文部科学省「家庭教育の総合的推進に関する調査研究」（平成28年）

【図表5 3】家庭での教育が十分にできているか（山梨県）



【図表5 4】家庭でのしつけや教育の充実のためにどのようなことが必要か（山梨県）



資料(53・54)：県教育庁総務課「やまなしの教育に関するアンケート調査」（平成30年）

(2) 地域における教育力

地域は、子供たちが様々な社会体験活動を行うことなどを通じて、基本的なルールや善悪を判断する力を身につけるとともに、社会づくりに主体的に参加する意欲・態度を育む場として重要な役割を担っています。

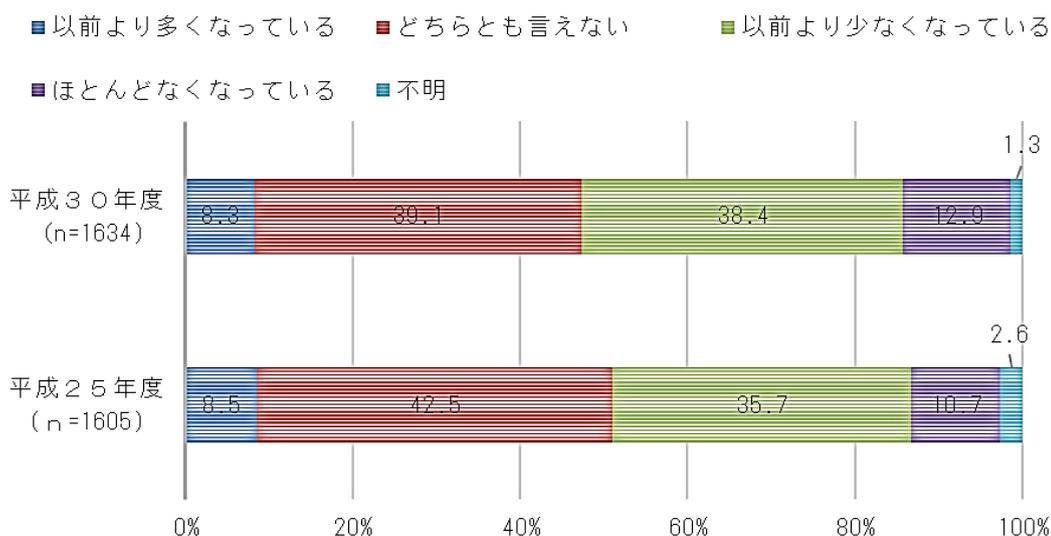
しかし、都市化や少子化の進行、人間関係の希薄化などを背景に、子供たちの異世代との交流や地域行事への参加が減り、子供たちが地域の様々な人とふれ合う機会が減少するとともに、子供同士の関わりも少なくなっています。

平成30年の「やまなしの教育に関するアンケート調査」によると、地域での大人と子供の関わりが、「以前より少なくなっている」「ほとんどなくなっている」を合わせた「なくなっている」意向は、平成25年度の46.4%に対し、平成30年度は51.3%と増加しています。【図表55】

また、平成28年「家庭教育の総合的推進に関する調査研究」（文部科学省）によると、地域の中での子供を通じた付き合いは、「あいさつをする人がいる」44.3%、「立ち話をする人がいる」37.4%、「子供を預けられる人がいる」35.5%の順で多く、あいさつや立ち話など気軽なところから、地域の人との付き合いが広がっていく様子を読み取れます。【図表56】

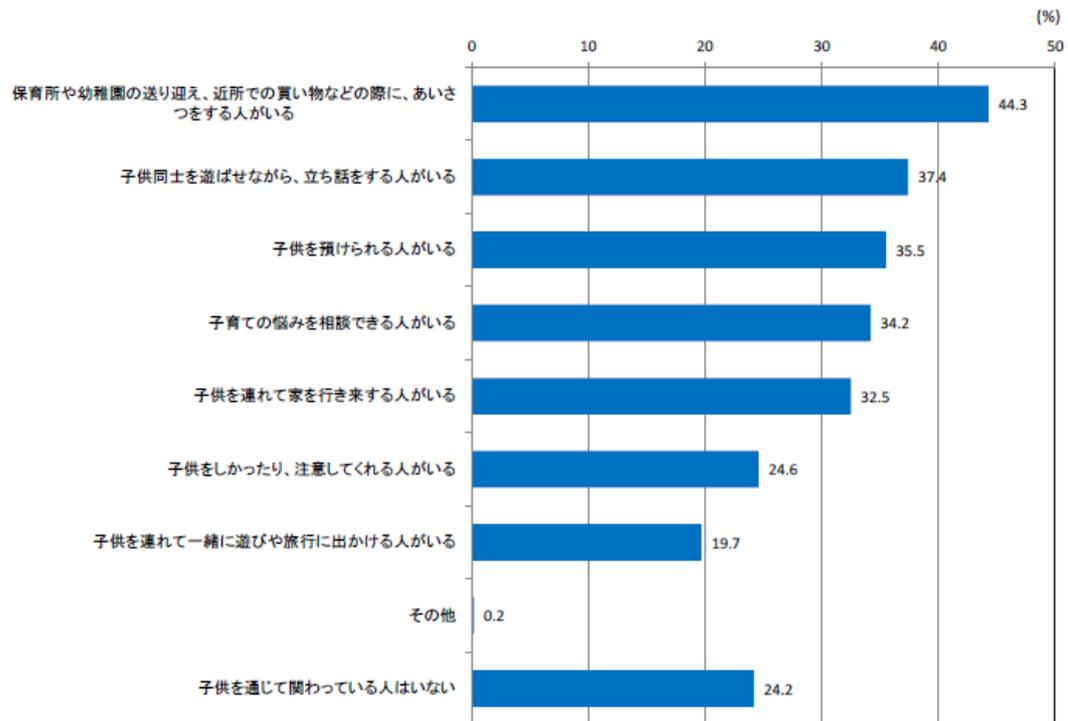
これらのことから、子供・若者の身近なところから日常的なあいさつや会話を広げ、地域とのつながりをつくっていくことや、青少年育成山梨県民会議事業のスローガン「大人が変われば 子どもも変わる」に象徴されるように、大人への意識啓発をはじめとした地域における教育力の向上を図る取組を推進していく必要があります。

【図表55】 地域での大人と子供の関わり（山梨県）



資料：県教育庁総務課「やまなしの教育に関するアンケート調査」（平成30年）

【図表56】地域の中での子供を通じた付き合い（全国）



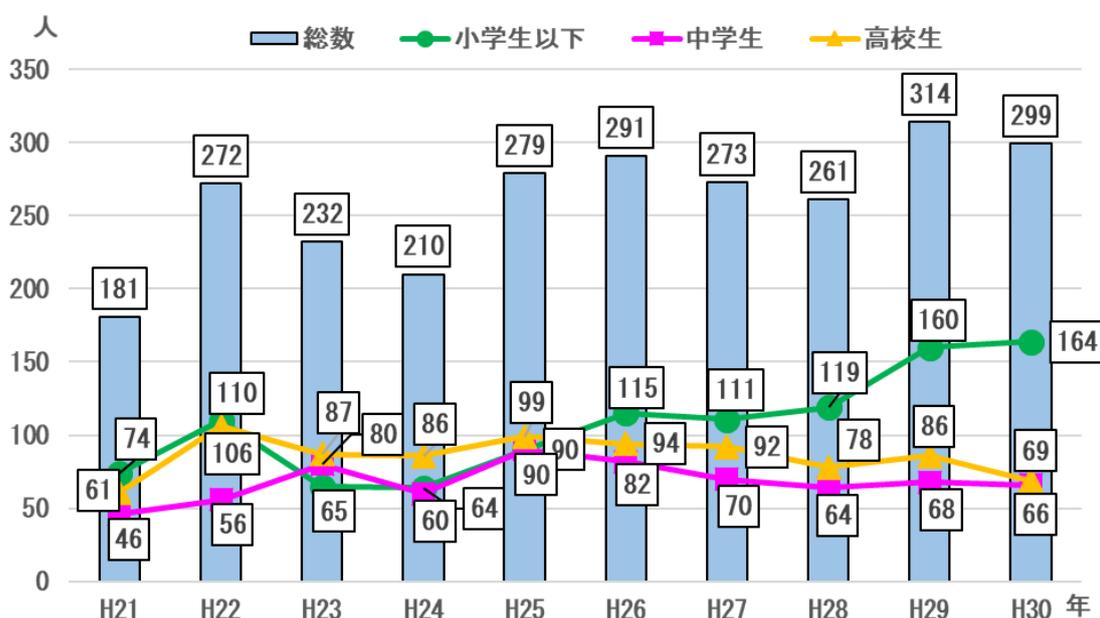
資料：文部科学省「家庭教育の総合的推進に関する調査研究」（平成28年）

(3) 地域における安全・安心

近年、児童相談所等に寄せられる子供の虐待に関する相談対応件数は年々増加しているとともに、その事例も複雑・多様化しており、子供の虐待対策の一層の充実が求められています。(P35 (8) 児童虐待の状況 を参照)

また、平成30年に警察が認知した、子供への声かけ事案発生件数は299件にのぼり、特に小学生以下においては増加傾向にあることから、地域全体で子供もたちを見守る環境づくりが必要となっています。【図表57】

【図表57】 児童（18歳未満）を対象とした声かけ事案発生件数（山梨県）

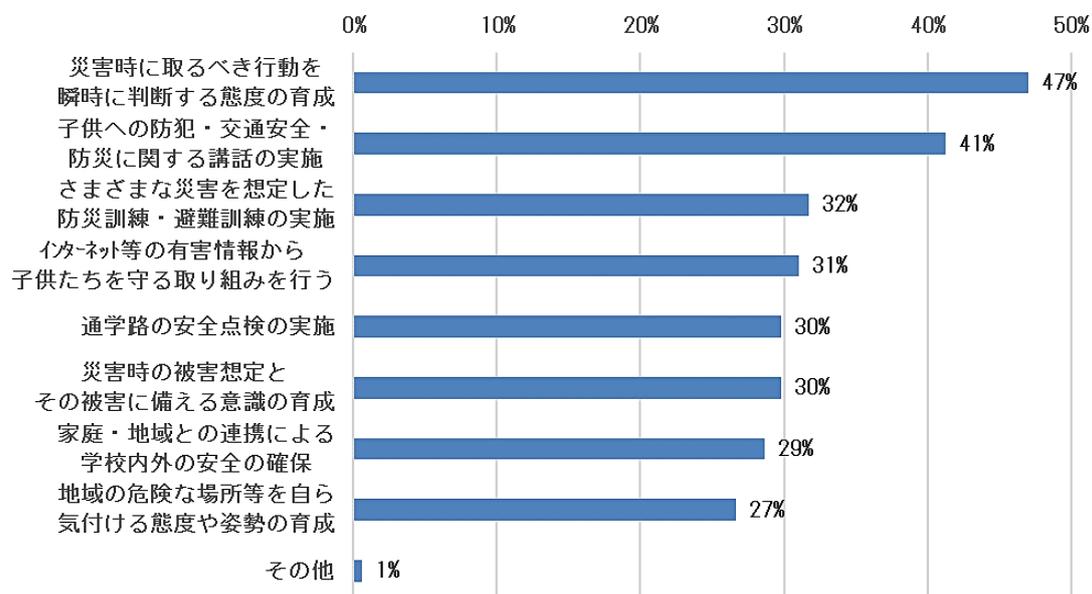


資料：山梨県警察本部

一方、「やまなしの教育に関するアンケート調査」によると、「学校の安全について、どのようなことに力を入れていけばよいか」の質問に対し、「災害時に取るべき行動を瞬時に判断する態度の育成」（47％）が最も多く、続いて、「子供への防犯・交通安全・防災に関する講話の実施」（41％）、「さまざまな災害を想定した防災訓練・避難訓練の実施」（32％）となっています。【図表58】

さまざまな災害に備えた防災意識の育成と実践的な防災活動、通学路等で起きる交通事故や不審者による被害防止、インターネットに係る被害から子供を守る取組など、現代の子供・若者をめぐるさまざまな災害、犯罪から子供・若者を守るとともに、子供・若者の意識や態度の育成が望まれています。

【図表58】学校の安全について、どのようなことに力を入れていけばよいか（山梨県）



資料：県教育庁総務課「やまなしの教育に関するアンケート調査」（平成30年）